

午前 9時59分開会

○委員長 ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

○委員長 それでは、お手元に配付した審査区分表に従い審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は議案、請願ともに一問一答方式で行いたいと思います。採決は、各区分の質疑が終了した後1件ずつ行います。

審査に先立ち、委員長からお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ずマナーモードに設定していただき、その他電子機器の持ち込みは禁止されていますので、御注意ください。

執行部は答弁に当たって、「委員長」と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を発言の上、漏れののないよう答弁をお願いします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは、「反問します」と申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際は、その旨の発言をお願いします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第6号、柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号、柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号、柏市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 まず、議案第42号なんですけれども、国民健康保険料条例の一部を改正する条例の制定についてなんですけど、この議案は後期高齢者支援金分の限度額を14万から16万、介護分を12万から14万に引き上げようとするものですが、40代の4人家族のモデルで、引き上げの影響が出るのは年収どれぐらいの方でしょうか。

○保険年金課長 ただいまの質問で、家族4人というふうにおっしゃったと思うんですが、4人ではなくて収入によって限度額に達するものですから、そちらの25年度のデータによつての資料しかございませんので、そちらのほうで回答したいと思います。まず、後期高齢者支援金等の賦課額につきましては、給与収入で年間730万。730万の収入の方が限度額に達します。介護納付金のほうにつきましては、年収で860万の方が限度額に達します。以上です。

○武藤 40代の家族4人のモデルで私計算してみたんですけど、そうしますと年収が640万の方で、所得が33万引かれますから、607万円になりますね。それで、医療分が50万2,530円、それで後期分が今回の引き上げで16万3,610円で、14万の限度額になります。今回引き上げられて16万になります。介護支援分も13万9,190円ですが、12万円の限度額でしたが、今回の引き上げで13万9,190円、3万9,190円引き

上げられるんですね。年収640万円の方が約4万円近い引き上げになるんです。これで高額収入の方ということになるんでしょうか。

○**保険年金課長** ただいま質問受けましたそのとおりです。

○**武藤** それでなくても非常に高い国保料ですので、やはり今回の限度額の引き上げは認められません。保険料の減免の部分については対象が広がったということでもいいと思うんですけれども、限度額の引き上げがあるので、やはり認められません。

議案第43号ですけれども、柏市民文化会館の指定管理者による管理に係る業務の範囲、管理の基準等を定めるとともに、楽屋の増設を行うものということなんですけれども、今回この指定管理者にするということで、指定管理者にした場合のメリット、デメリットはどういうものでしょうか。

○**市民文化会館館長** まず、指定管理者を導入することによるメリットといいますと、それは民間のノウハウを活用した施設の特徴を生かした施設運営が期待できるということ、あとは自主事業による市民サービスの向上も期待ができる、また人件費や施設管理費等の削減を図るということもメリットということで捉えております。以上です。

○**武藤** 今回指定管理者に選定するというスケジュールは、どのようになっているのか教えてください。

○**市民文化会館館長** 今回上程をさせていただきました3月議会で、条例の改正が御承認いただければ、この後7月の1日に広報とかホームページを活用しまして、募集の開始、お知らせに入ります。その後、質問の受け付けとか募集要項配布した後の募集の受け付け、そして9月議会には債務負担行為の議案を上程させていただく予定でおります。それが承認をいただいた暁には、その後選定委員会によります書類審査、面接審査を経まして、12月議会に指定管理者の指定の議案を上程させていただきます。来年の4月1日の引き継ぎに向けた準備に入りたいと思っております。以上です。

○**武藤** 全国では、指定管理者の指定の取り消しですとか、業務停止とか期間満了に伴う指定の取りやめなどが6年間で4,515件とふえているということなんですね。その結果、公共施設の多くが休止、廃止、民間の譲渡等に追い込まれているという報道もあります。コスト削減ありきで、市民サービスが守れるかということで、市民の文化の向上と福祉の増設を図るために設置された文化会館を指定管理者に任せってしまうということは無責任じゃないかと思われまますので、今回の第43号議案には反対をいたします。

○**末永** 第6号議案、暴力団を排除するための、これは埋め立て条例だと、一部改正と言いましたけれども、どういうものを暴力団というふうに認識できるのか。埋め立てやっているとときにね。どの時点でチェックできるのかお示してください。

○**産業廃棄物対策課長** これは許可の申請時に、その申請者の、例えば法人であれば役員名簿全部出してもらいますんで、その方たちを全部県警本部に照会文書を出させていただきます。それで、県警本部に暴力団の登録の有無について照会をさせ

ていただいて、その回答で、なしということであれば、今回は、要はそれで許可申請の欠格要件から外れると。該当するということであれば、欠格要件に該当するということでも判断します。また、許可した業者が明らかにそういう業者であるということが見込まれる場合には、途中でまた県警本部長の意見を聞くことができますから、それをもってやはり確認した段階で、該当するということであれば許可の取り消しも含めて処分ができるという内容でございます。以上です。

○末永　そういうことだというんで、私はこの議案は最初は賛成する予定でいたんです。ちょっと悩んでいるんだけどね。なぜかという、営業活動するに当たって警察に一々問い合わせ、警察の検閲を得て、営業するに当たってやるのが資本主義社会の中でいいのかどうか。それは、暴力団じゃない人も一々、暴力団かどうかとわからないから出すわけでしょう、埋め立てするのは全て。そういうことが果たしていいのかどうか。それよりも、仮に暴力団だとしたとしてもですよ、社会的、ちょっと問題があったとしても、それはそこを更正させるという、あるいはそれをチェックをきちんとするということが行政の役割であって、警察権力を即入れて全部チェックさせることは本来の筋じゃないと思うんですよ、これは。そういうことをよしとする、横並びだから、全国一緒だから、全部埋め立てなんかするのは、それはもうやくざしかいないんじゃないかというようなやり方は、それはちょっと問題があると思うんですけども、どういう、そういう認識でいるんでしょうか。

○産業廃棄物対策課長　確かにこういった業界の方では、暴力団にかかわって方が多いという話は聞いておりますが、今まで産廃関係で、平成20年中核市からやっておりますけども、そういう面での暴力団に該当した事例というものはございません。ですから、恐らく暴力団が表に出てくるという業者が申請するということはまずないと思いますが、やはり仮に出た場合に、この要件がございませんと、許可の取り消しをしたときに、相手と争ったとき、柏市が負けてしまうというおそれがあるということを逆に県警本部から指導を受けまして今回の条例改正に至った経緯がございます。以上です。

○末永　いや、警察権力の、権力の手先になるようなことはやめていただきたい。警察から言われたからと。それは、裁判で反社会的な組織であるから云々となれば、それは裁判に負けるはずがありませんよ、そんなのは。それは、どれだけ立証するかの問題であって、裁判は。立証するまで、条例があるから、その条例違反だというだけでやるんじゃないなくて、それは裁判所というのは、私も何件も裁判闘争やっておりますけど、裁判というのは立証する証拠によって決まるんであって、それをどれだけ行政側がきちっとチェックするかの問題であって、そのことを条例で全てしてしまうということが果たしていいのかどうかというのは疑問があります。ぜひ、そうじゃなくて、こういう条例をつくったとしても、仮にですよ、埋め立てやる場合、埋め立てするのは、申請するのは、例えば末永で申請しましたと。だけど、その裏でやる者は暴力団でしたというのはままだるわけですよ。だけど、どこもチェッ

クしようがないわけです、それは。裁判やりました。じゃ、末永は正当だったから、じゃ勝つか負けるかといったら、それは勝つわけでしょう、それは。じゃなくて、その実質的に現場でどう扱って、どういう土砂をどこからマニフェストに基づいてやっているのかどうなのか、そういうチェック機関、抜き打ち調査をきちっと明確にする。そのことを警察権力も入ってやるというんだったらわかりますよね。そのためおたくには警察官がいるんでしょう。警察が千葉県警から来ているんでしょう、ちゃんと担当で。そういうことしないと、条例で決めたから、条例だから、条例違反だというだけで、表向きは排除したように見えるけども、実際には中身は違うというのは、そういう安易な条例のつくり方については、僕は問題があると思いますよ、これは。暴力対策法の条例を議会でもしましたけど、私は反対しましたけど。だけど、反社会的な人たちが現実には、柏もそうですけども、日本全国いるわけでしょう、それは、実態としては。それを取り締まるのが警察であって、行政も含めてですけども、それが今現在残存しているわけでしょう。組織がふえているのか、減っているのかわかりませんが、そんな減っていませんよね、組織的にいったら。そのところをきちっとしないでにおいて、その条例からも、つくったからいいんだというやり方は、僕は間違いだと思います。これは、私の考えですからね。おたくらにそういうふうに通告しておきます。これ議事録残るんですから、ちゃんとそういう意見があったということですね。

次に、第42号議案、国民健康保険。国民健康保険は高いですよ、正直言って。僕は、なぜ高いのかというところをやっぱり検証しなきゃいけないと思うんですよ。それは、医療給付含めて、給付が高くなっているから、採算合わないから一般会計から24億入れても足りない。だから、引き上げるわけですよ、これは。イタチごっこなわけですよ。だけど、現実には高くなるのは事実ですよ。60歳まで会社で厚生保険、社会保険に入っていた人たちがですよ、2年間ぐらいは継続してやるけども、62歳過ぎて、いよいよ病気が始まるころに国民健康保険に入ってくるわけですよ、それは。そこで、病気する、国民健康保険で。そのときには、収入が減っているわけですから、もう2年間減っているわけだから、低い保険料で医療費を払わなくちゃいけないと。これは、国がやっぱりそういう社会保障の関係で消費税取るんだから、49%からじゃなくて、51%、52%の国からの補填を私は行政が要請をしなきゃいけない、引き上げる前に。もっと上げろと。国によこせということをしなきゃいけない。同時に、予防、要するに病気をしない、慢性的な、一般的な慢性病と言われる糖尿病だとかがんとか、これをきちっとチェックをする。そして、そういうふうにかからない人については、丸々保険料を使わない人については優良な表彰をして、温泉の1泊旅行を上げるとか、そういうことまでしないと私は医療費の抑制や予防にはつながっていかないと思うんですよ。払うだけ払っちゃって、ころっと死んじゃえば一番いいんですよ、ころっと死んじゃえば。ぴんころ政策みたいに、長野県の佐久市みたいにぴんころ政策で。元気で死のうって。3カ月以上寝込まなくて死んだ場合は、それはぴんころで、元気で死んだんだという

ことで表彰される、市長から。だから、それと同じように、国民健康保険を使わなかった人、その人たちについては何か別枠で、今3%とかできるようになっていきますよね。だから、別枠で枠をつくって、そこで還付ができるんだよと。だから、健康を守んなきゃいけないんだよと。なおかつ健康管理のために1年に1回のドックや健診については、受けた人についても、そこに何か御利益がある、旅行があるとか、あるいは温泉に無料券があって1日入れるよとか、そういうものがあると物すごく啓発になって、誘導されて、どんどん、どんどん健診もする、予防もなっていくというふうになっていくと思うんですよ。今そういう制度が全くできない中で、ただ引き上げをしているだけ。そういうのが果たしていいのかどうかね。あなた方も、2年、退職して2年、3年したら国民健康保険に入るわけですよ、三、四年先には。みんなピーピー言っていますよ、それは。年金もらえないわけですよ。再任用で働いている。再任用で3年目働いている。それで、国民健康保険入ったって、高くて参っちゃったよと。こんな悪い制度だと思わなかったよとみんな言っていますよ。だから、それは市民はもっと言っているわけですよ。払えないわけですよ、今度は。払えないで差し押さえしているわけですよ、それは。だから、払わないんじゃないなくて、払えないんですよ、わかりますか。払いたくても払えないんですよ。だから、議員さんでも自殺した人がいますけどね、払えなくて。だから、そういう実態になるなら、そういう実態をやっぱり取り除く制度をつくっていかなくちゃ、ただ引き上げるだけじゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。ですから、そういう検討をぜひやっていただきたい。新年度予算だから、私回答要りませんけども、ぜひそういうものをつくってほしいと思うんですよ。優秀なスタッフいるんだから、取り立ても必要だけど、取り立てするだけが能じゃないと私は思います。だから、そういう国民健康保険のあり方についてもうちちょっと議論して、本当に払える体制をつくっていくと。払えない金額だけいっぱいつくったって、払えないのはどうもなんないでしょうよ。どんどん、どんどん悪循環じゃないですか。そういうことのないようにお願いします。

それから、文化会館の、第43号。管理委託については私反対です。なぜかといったら、柏ほど文化が、歴史も浅いけど、まだ60年ぐらいですから、浅いけども、文化がない。そういう意味じゃ、委託して投げればいいというふうに思いません。ですから、指定管理制度というのは、広島県の廿日市市、広島県の県の職員で、廿日市の副市長をやった方が、よく私その方の講演聞きに行くんですけども、野村證券の研究員ですよ、今は。その方は、指定管理者制度は崩壊していますと。決して効率は上がりませんと。最初の5年間は、人件費含めてありますけど、その先はまたもとに戻りますと。指定管理者制度が決していることじゃありませんと。民間もそんなにもうからないことがわかったので、最近は撤退する傾向がありますと。文化とか、そういうものについて、スポーツだとかというところを、国民の一番最低限のところを、図書館だとか指定管理することはいかがなものですかというふうに毎回言います、その方は講演で。副市長までやった方で、一番よくわかっているわけ

です。私は、指定管理すると物すごく効率が上がるように見えるけど、当初の5年間というのは切り詰めてみんな指定管理者とっているから、その次になるとやっぱり上がっていくわけですよ、それは自然的に。上がらざるを得ないんですよ、それは民間の人たちは、それで営利を目的としているんですからね。だから、そういう指定管理制度というのはやっぱりしないで、例えば清掃とか、全体の周りの管理をするだけというんだったらわかりますよ。いろんなものについては、やっぱり役所できちんとやるという、あるいは少なくとも再任用の人たちが入って柏の文化をつくっていくというふうにしないと、投げることが、民間の活力を活用しますなんて言っていますけども、進んでいる市町村はやめているんですよ、指定管理者制度を。大体二、三十年おくれでこういう地方の柏とかそういうのが、まだ何か、さも指定管理が効率が上がるようなふうに思っているんですよ。やっているんです。だけど、指定管理者制度をあちこちやめているんだから、そういうことも参考にして、ぜひ指定管理者制度についてはもう少し研究していただきたいということです。答弁は、したけりゃしてください。本会議場で、最後に職員の育成や、職員の魂や、若い者の働きぶりについては部長が長々と答弁したので、よく聞きましたから、あなたから答弁聞こうと思いませんので、答弁は要りません。部長じゃない、こっちよ。要りません。部長が本会議で言いましたから。そういうことで、私は指定管理者制度については反対です。区分の1については以上です。

○委員長 答弁はよろしいですかね。

○末永 いいです。

○宮田 議案第43号の文化会館の条例について、選定委員会のあり方について伺います。今武藤議員のスケジュールの質問で、9月議会で債務負担行為、それから選定委員会というお話でしたけど、何月ごろを想定しているんですか。

○市民文化会館館長 選定委員会は、書類審査と面接審査を現在予定しております。9月議会の日程が定まってから具体的に計画は立てさせていただきますけれども、書類審査につきましては9月議会終了後、できれば9月下旬のうちに取り組みたいと思っております。それを受けまして、10月の初旬ごろに面接審査を行いたいと思っております。以上です。

○宮田 じゃ、もう十分12月議会に間に合うという形だと思うんですけども、まずこの議事録なんですけれども、いつも議会の後に簡単な要約、もう一字一句じゃなくて、要約したものが出るんですけど、このスケジュールでいけば、どのような議論がされたかというのは、12月議会の前に出せるんじゃないんですか。いかがですか。

○市民文化会館館長 選定委員会の所管課は、申しわけありません。行政改革推進課になります。ですから、進行も、あとは会議録の要約筆記録の公開なども行政改革推進課で取り組むんですけれども、今までは、例えばアミューゼ柏の場合などは、議会で承認を受けた後、会議録アップさせていただいたという経過がございます。そのときに、議員の皆様にも議会で審議しろと言っておきながら、糧となる資料が

出てこないんじゃないじゃ審議もできないのではないかというようなお話をいただきまして、多分主管課のほうでは前向きに捉えていると思います。以上です。

○関口副市長 今回の会議録については、12月議会に指定管理者の指定やりますので、その選考の過程の議事録はその前にお示ししたいと思っています。

○宮田 それは今までも議会後にホームページに出されているんですけども、全然内容がわからない。どんな審議がされたかという、質疑がされたかという、わからないような議事録なんですけど、今回出されるのはどのような、それと同じなんですか。もっと詳しく出すということですか。

○関口副市長 その辺は、ちょっとまだ私も担当課と詰めてはいないんですが、できるだけわかるような形にしていきたいと思っています。

○宮田 それはもう本当に一字一句やってほしいんですが、ほかの審議会の議事録見ても、非常にもう本当一字一句詳しく出ているところとかいろいろありますから、それは出していただきたいと思いますね、要約じゃなくて。

それで、ちょっと今行革の担当になっちゃうんですけども、私はこの指定管理そのものを反対しているわけじゃないんです。ただ、もう選定過程がブラックボックスだから、それは資料が足りないだけじゃなくて、本当にどういうふうにやられているのか全くわかんないから今まで反対をしてくているんで、ここに条例の制定が出てくる場合は、やっぱりこのやり方をきちんと変えてほしい。じゃないと、やっぱり賛成できないなと思っていますよね。ですから、今は議事録のことを言いましたけれども、副市長がいらっしゃるから、副市長にちょっと質問しますけれども、例えば入札なんかも全部参加業者名って出ているわけですよね。だけど、この指定管理に関しては、要するに選定された業者の名前しか出てこない。参加業者A、B、Cというのは、やっぱりこれはおかしいです。やっぱり公共施設の管理運営なんだから、きちんと業者名を出してほしいんですけど、それについてはどうですか。

○関口副市長 なかなかそれはちょっと難しいところがございます。例えば通常の入札であれば、金額で安い高いでわかるんですけど、指定管理者の場合については、管理の仕方とか、いろいろ会社のノウハウですか、そういったことがある程度出てきて、それに対して判定がされたときに、指定管理者として指定されたところはそれで構わないんですが、もしそれで落ちた場合の会社については、いろいろその段階で支障が出てくるので、名前だけは通常の入札とはちょっと違った方式でとらせてもらっていただいています。

○宮田 そのお話を聞くと、この議事録自体もそういう部分は全部カットされるのなと思うんですよね。だから、そこを、そういう細かいところが、何でこの会社になった、業者が指定を受けるのかと一番わかんないところですよ。すごく選定の委員も役所の人ほとんどで、このごろ2名ぐらい、今回ちょっと一、二名そういう関連団体の市民が入っていたりする場合もあるんですけども、そういったところに恣意的な要素が入るんじゃないかというふうなことがどうしても、やっていなく

ても疑われるようなことになるわけですから、全て出さないと。だから、そのところはきちっと出してもらわないと、やっぱり納得できないというところがあるんですね。だから、やはりこれは公共施設の管理運営なんですから、そういうことをきちっと出すことを前提に、やっている自治体もあるわけですから、そういうのを柏市でやっていただきたいんですけど、いかがですか。

○関口副市長 その辺、少し私ども研究したいと思います。ただ、いろいろ面接の応答の中で、評価というのは、例えば御意見もらったときに、評価というのは私の中で評価していくわけです。面接の中で、全てそれが、今聞いたことに対して答えをその場で言うわけじゃありませんので、評価と面接のやりとりの中で全てが明らかになって、その聞いた中身、感触とかいろいろあると思うんですよ。例えば発言の内容でも、字面でいけばそのとおりに読めるんですが、そのときの向こうのウエートの仕方とか、いろいろ感情とかなんとかというのは、その面接の中で初めてわかりますんで、それが全て会議録読んだからって、じゃどうしてこちらのほうになったんだというのは、やはり面接のときに相手のしぐさ、感情、あるいは表現の仕方とか思い入れですか、そういうのはやっぱり面接の中で初めて明らかになるものであって、会議録だけで全てそれを表現するというのはちょっと難しいところがあるんじゃないかなと思います。

○宮田 それでしたら、例えば業者との面接なりヒアリングの場面を公開で行うとか、それが何か一番よろしそうですね。だから、佐倉市なんかそういうことやっているわけですから、その業者とのヒアリングを傍聴させる、傍聴可と、そういうふうにしたらいと思うんですけど、どうですか。

○関口副市長 そういったことは考えていませんので、もしやるのであれば、もう少し公募の方をふやすとか、そういった客観性を持たすというやり方のほうがいいんじゃないかなと思います。

○宮田 私は、やはりきちっと市民に見える形にしてほしいと思うんですけど、じゃ公募を今まで、公募というのはないんですけども、公募を考えていらっしゃるんですか。

○関口副市長 公募は考えていないんですが、ある程度それに関連した関係者を、民間の方を入れていきたいということで考えております。

○宮田 わかりました。

○塚本 第43号について、ちょっと基本的なことなんですけれども、教えていただきたいんですけども、今回の指定管理の業務の範囲のことなんですけれども、駐車場の管理は入るんでしょうか。

○市民文化会館館長 施設、敷地内も含めまして、全ての管理運営を委ねる予定です。

○塚本 さまざまな大きな行事、今成人式とかさまざまな音楽祭とか、いろんな行事見させていただいたときに、かなり駐車場が混乱する場面がありますので、今回市役所の本庁舎も有料化になりました。これについては、さまざまな議論があるこ



とは承知しております。安易な値上げは認められないと思いますけれども、やっぱり適正利用という観点からすると、きちんと今回指定管理に任ず、タイミングがどうかは別として、駐車場の管理についてもさまざまな施設がありますので、ここをちゃんと統一的な基準といいますか、そういうのを設けていく必要があるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市民文化会館館長 施設の統一性といいますのは、柏市内の公共施設に配置されている駐車場で、有料のところもあれば、有料でもないところもあると。その辺の整合性ということでよろしいでしょうか。

○塚本 済みません、もうちょっと正確に言いますと、市内の施設の全部の統一性ということよりも、あそこの体育館とか市民文化会館、保健所とかの駐車場がかなり混乱しますので、そこについてはきちんと整理する必要があるんじゃないかと思います。所管がちょっと多分たくさんにわたるので、答弁できないかもしれませんが、今後駐車場の、要は混乱がないような何らかの方策を考えていく必要があると思いますけれども、そうしますと、副市長いかがでしょうか。

○関口副市長 あそこは複合になっていますんで、それらの駐車場の統一性ということでよろしいわけですね。その辺は考えていきたいと思います。

○林 今柏市民文化会館のところのことなんでございますけれども、指定管理者に今回導入するという議案になるわけでございますけれども、指定管理者になる効果として、市民サービスが向上されたり、今までできなかったサービスを行ったり、あるいは閉館時間とか休館時間のさまざまな運用が今までより柔軟になってくる。イコールその結果、市民サービスの向上につながるというようなことなんだろうなというふうに思っているんですけども、今現在の利用と指定管理者後、利用状況とか稼働率とか、そういったものはどの程度今のものよりも変わっていくと考えていらっしゃるのか。

○市民文化会館館長 利用状況がどの程度指定管理者に移行後見込めているのかというところですけども、もちろん指定管理者に自主事業などの期待はしておりますし、いろいろな情報を発信することによって、さらなる利用者の拡大を期待はしております。ただ、今の市内の利用者の方に著しく不便を与えない範囲での自主事業の展開とかいうことになると思いますので、現在たしか大ホールでは、利用率、稼働率が75ぐらいなんですけれども、80%ぐらいを私は目標としてとりあえず捉えております。以上です。

○林 いただいた資料によると、24年度の稼働率が大ホールで71%、小ホールだと56%という、そういう結果が出ているんですね。大ホールと小ホール一体で考えなければいけないのかもしれませんが、小ホールの稼働がやはり少し少ないんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、何度も言うように一体で考えなければいけないのかもしれませんが、施設を有効に使うというような視点に立ったとき、小ホールの稼働をやはり高めていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えるんですけども、そういったことは何か考えていかれるようなこ

とはあるんですか。

○市民文化会館館長 小ホール、現在定員300名でございます。確かに大ホールに比べまして小ホールの稼働率は低いです。私たちが期待していますのは、小ホールを利用、活用して、講演会の企画などを指定管理者にちょっと期待はさせていただいております。

○林 同じことになって恐縮なのですが、やはり市が持つ施設を有効に利用する、無駄なく利用していく、そして市民サービスを向上していくということが行政の基本という形になりますので、今の小ホールの利用状況、稼働率考えたときに、やはり有効に利用されていないというふうにも思えますので、ぜひこういったところを今回を契機に改善していくように求めていきたいなというふうに思っています。

○市民文化会館館長 ありがとうございます。私ども引き続き大ホールだけでなく、さらに小ホールの利用率の向上に向けて研究をさせていただきます。ありがとうございます。

○日暮 第6号についてちょっとお伺いしたいというか、今回条例の改正ですけども、今議会で埋め立てに関連して、いろんな方から質問がありました。それは、今回条例の改正ということですから、あわせて考えていただければよかったと思うんですけども、埋め立ての許可の基準があって許可をしてきたんでしょうけども、それに伴って柏市が余計な負担をする、このようなことについては、本当にそのようなことがないように、今回条例を提案していただければよかったのかと思うんですけども、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○産業廃棄物対策課長 埋め立ての許可に当たっては、事前に市役所の内部でいろいろと協議をさせていただき事前協議制度という形をとっております。ですから、例えば道路の関係であれば土木部、今回正直問題になっています雨水排水の問題であれば土木部の雨水排水対策室という形で、そこでの調整を業者をお願いしております。そこで事前協議が調わない場合には、私どもは許可をしないということで条例に明記されておりますので、関係課でいろいろ調整するようという形で、私どもは業者のほうに今後も指導をさせていただきます。以上でございます。

○日暮 おっしゃることは、一応おっしゃった言葉については理解はできます。ただ、またそれと今回の問題になった原因、起因は、合併前のことだというふうに伺っています。ですから、これは、今回についてはいたし方ないのかなというふうな思いもあるんですけども、これからについては、そのようなことが起きないようにきっちりと、条例なりなんなりで決めておいていただかないと、これも柏市がお金を出すととっても、我々の直接その時点でお金が出るわけじゃないけれども、柏市が出したお金というのは市民のお金なんですよ。市民のお金を管理するんだから、問題が発生しないようにきちんと事前に考えていただきたいと思うんですね。それで、このような条例も提案してくるんだから、どうして今回その関連した条例が出てこなかったのか私には不思議なんです。ですから、これについては今答弁要りませんが、改めて考えてください。

それから、第43号について。委託の中に照明とか音響とかも当然含まれてきますよね。

○市民文化会館館長 そのとおりです。

○日暮 二、三年前に、照明に関する取り扱い業者を変えたことがあったというふうに思うんですね。そのときは、選んだのは、財政のほうで選んだんだと思うんですけども、そして柏市としては、表面上は支出金額が少なくなったというふうに思うんです。だけど、それでそのときは、選んだときには、その技術力は見えなかったわけですよね。その後どのようなことが起きたかという、ある利用者たちは、その照明技術では使い物にならないから、そのときほかの業者を頼んできた。これだけで数十万円実は払っていることもあるんですよ。ですから、その指定管理者を選ぶときは、表面的なお金だけではなくて、技術力については見えないかもわかりません。ですけども、それはしっかりと見きわめていただきたいと思うんです。

それと、指定管理全般についてだと思うんですけども、文化会館だけじゃなくて、他の指定管理についても、先ほど問題があるというふうな発言もありましたけども、私は経費を削減するために指定管理者を選ぶと、今までの姿勢についてはよかったと思うんです。だけど、出すからには、出した側、柏市としてきちんとそれを見ていく能力、これが備わっていないうちは指定管理に出すべきじゃないと実は思っているんです。今回ある指定管理者が変わるということがありました。これについても、私2月ごろですかね、そのある施設へ行ったことがあったんですよ。そうしたら、その指定管理者が自分でこう管理する範囲の中で、非常に柏市として、その施設は柏市民だけではなくて、他の市の市民も来るような施設でした。その玄関、入り口が、あるものが非常に傷んでいて、非常に恥ずかしい状況だった。これは、聞いたら、柏市が取りかえとか直すんじゃないと、指定管理者が直す部分だったそうです。だけど、これについては、指定管理者の責任は当然だけど、それを委託した先、見ているほう、柏市ですよ。柏市がきちんとチェックしていないということですよ。だから、これからいろんな指定管理新たにすると、今までしてあるところ、きっちりとそこに関する技術については、また監視能力、これは柏市として身につけていっていただきたいと思います。答弁は結構です。

○委員長 そのほか質疑はよろしいでしょうか。——では、ないようでしたら、まずここで質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第42号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第43号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第44号、工事の請負契約の締結について（柏市民文化会館耐震改修工事）を議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 今回の工事に入る前に、市民の方からアンケートをとられていると思うんですけども、どのような内容が一番多かった、利用者の方からですかね、アンケートをとっていると思いますけど。

○市民文化会館館長 平成22年度に利用者の方に向けてアンケートをとらせていただきました。一番要望が多かったのが、バリアフリー等に関することです。なお、そのバリアフリー等の中にはどういったものが網羅されていたかと申しますと、エレベーターもありますし、階段の解消、案内板の設置、敷地等駐車路面の改修がございました。それ以外には、建物の内装とか楽屋の改修、ロビーの改修、建物の外装、あと舞台照明、舞台音響に関するものがその順番に続いて要望が出ております。以上です。

○武藤 今回の工事で、バリアフリーのエレベーターの設置については非常に残念なんですけれども、耐震に影響があるということで、できないということになったということですが、バリアフリーについてはどのようにお考えになっていますでしょうか。

○市民文化会館館長 何回も議員の皆様方も、利用者の方も関心を持っているところですし、私たち施設を預かる者も、バリアフリーに関しては一番の関心がございます。ただ、いかんせんいろいろと答弁させていただきましたように、階段の解消もかなうことができませんでしたし、もちろんエレベーターの設置につきましても、内づけ、外づけも検討させていただきましたけれども、総合的な判断の中で設置しないこととさせていただいた次第です。以上です。

○武藤 エレベーター設置しないけれども、バリアフリーについてはもう少し主催者の方とかの協力を得て誘導するとか、そういうことでお話あったと思うんですけど、その辺の改善策というか、もう少し積極的にできるところで直していくとか、その辺のところお尋ねしたいんですけど。

○市民文化会館館長 まず、車椅子の利用の方につきましては、車椅子の専用スペースを用意させていただく。また、そこへのアプローチの、現在ある勾配を、限ら

れた範囲の中ですけれども、今より緩やかな勾配に改修をさせていただきまして、今よりは容易に車椅子の専用スペースへのアプローチができるような改修工事は今回予定しております。それ以外に、今までは車椅子の方という表現が中心となっておりますけれども、今後は体の不自由な方とか足腰が弱い方につきましても、車椅子の利用の方と同じような出入り口を最大限有効に活用させていただきまして、なおかつ主催者の理解をいただくというのが前提になりますけれども、席の配置も、なるべく階段を通らないところで誘導できるような、1階の客席ということになりますけれども、御案内をしていただけるような努力は私ども、設置者の市民文化会館側も打ち合わせ等の機会を利用しましてお願いはしてまいりたいと思っております。以上です。

○武藤 障害者用の例えば駐車場とか、そういうのももう少し便利なところとどうか、会館に近いようなところととか、また台数ふやすとか、そういうようなことはどうですか。

○市民文化会館館長 駐車場、現在車椅子専用の駐車場ということでマークを用意させていただいておりますのは1台のスペースです。ただ、打ち合わせの段階で、障害者の方とか、あとは関係者の方たちの駐車場の確認は打ち合わせでさせていただいております。ですから、実際に駐車場のところにマークはないけれども、事前の打ち合わせの段階で、近いところ、もしくは関係者は楽屋入り口に近いところとか、そういうような要望が確認されましたら、私のほうで事前にコーンを置いて、駐車できないように、優先的に駐車できるような対応は現在しておりますので、これにつきましては引き続き維持していきたいと思っております。以上です。

○武藤 また来場者の方でも、やっぱり障害者用の車のスペースとどうか、やっぱり必要になると思いますので、その辺をもう少しふやしていただけるように努力をしていただきたいと思います。

○市民文化会館館長 限られたスペースの中ですけれども、できるだけ改善できるように努めてまいります。以上です。

○武藤 また、舞台音響と舞台照明の工事が3回目の入札と一緒に、耐震工事と一緒になるということで、先ほど日暮委員からのほうからもお話ありましたけれども、やはり工事をする際にも専門性というか、それが非常に大事になるんじゃないかと思うんですけれども、その件については何か条件とか、そういうのを出しているのでしょうか。

○市民文化会館館長 中島議員のきのうの御質問にもございましたけれども、当初は文化会館の耐震改修工事、5本の工事件名に分けて公告をさせていただきました。建築と舞台照明、舞台音響、電気設備、機械設備です。なお、電気設備と機械設備につきましては、耐震改修に絡む部分の工事で、新たな電気設備とか機械設備ではありません。分離させていただいたというのも、委員おっしゃったように文化施設につきましては照明、音響が本当に命というところがございまして、それなりの要件をつけて公告をさせていただいたところです。ただ、今のような状況になりました

て、照明も音響も建築工事に含まれて、今回仮契約を結ぶに至ったという経過がございます。じゃ、かといって、建築の施工業者に、第1回目の公告で出した舞台照明、舞台音響の総合評定値とか要件を課すことができるのかと申しますと、それはできないというところがございます。もちろん私たちも一生懸命定例会となる打ち合わせとか、あと照明、音響に係る改修工事のときには、一番の神経をちょっと注いで取り組んでまいりたいと思っています。あくまでも下請承認願で、よほどのイレギュラーがなければ、これは承認しなくてはならないということもございますので、一応そういうような状況です。以上です。

○武藤 担当の方としては、非常に苦しいところではないかと思うんですけども、でもやはりできてからでは、またちょっと合わなくて直さなきゃいけないとかなると、また費用もかかってきますので、その辺はぜひ慎重にというか、きっちりやっていただきたいと思います。

あと、椅子の入れかえの予算は補正予算で出されるんでしょうか。

○市民文化会館館長 議会でも答弁しましたように、3回目の公告の際には単価を入れかえました。その入れかえたことによりまして、12月議会で御承認いただきました債務負担行為額を上回ることとなりましたので、私どもで当初予定していた設計の中で、どれかを外さなくてはならないというところで、しかもなおかつそれは必要なものという認識をしておりますので、今後最も早い機会にそういった措置をされても、来年の3月までの工期内に影響が出ないものといった場合に、客席の椅子がございました。そして、客席の椅子を3回目の公告では外させていただいたところですが、これにつきましては、皆様方の御理解をいただく努力をしまして、6月議会で補正を上程させていただきたいと思っております。以上です。

○武藤 もし今回の耐震工事の改修ではなくて、建てかえをするとなった場合には、幾らぐらいの費用がかかるんでしょうか。

○市民文化会館館長 私12月のときに、40から50億ぐらいではないかというお話をさせていただきました。せんだっての会派説明のときに末永委員のほうから、今は結構進歩していて、40億かからないでいくんではないかというようなお話もいただきました。ただ、一方では、逆に60億ぐらいかかるかもしれないよと。60億の場合によっては、それプラス耐震になるかもしれないよというようなお話も耳にはしております。改めて、今の文化会館の内容で工事を施した場合の設計額というのは積算したものでないので、明確にはお答えできないんですけども、今お話しした数字の中で推移されていると理解しております。以上です。

○武藤 そうすると、大体60億を超えて、70億とか、それ以上のことは言えないということなんですか。幾らぐらいになるんですか。

○市民文化会館館長 末永委員のお話を取り入れさせていただければ、40億未満でもというところも下限であるのかもしれませんが、ただ、私個人的には、本当に50億ではできないのかなという思いはございます。

○武藤 本当に今回耐震工事ということなので、耐震は急いでやらなきゃいけない

と思いますし、一番の利用団体の方の御要望のバリアフリーについても、ちょっとエレベーターがないというのは残念なんですけれども、でも車椅子が入るような、そういう出入り口のこともしっかりと皆さんにお知らせをしたり、できるところで改善をしたりということで、利用者の方が不便にならないようにやっていただきたいと思います。以上です。

○末永 この耐震工事、当初12億の予算を計上していましたよね。12億でしたよね。基本的に私はずっと一貫して言っているのは、建てかえるべきだと。9億、これまた補正、100席の椅子をプラスすると10億超えるわけですよ、当然。だから、そういう工事をするならば建てかえるべきだと。これはこういう、今きょう議案出しているからあれですけども、これは会派説明のときも言いましたし、それから議運でも言いました、この件についてね。建てかえるべきだと。我孫子市なんか、文化会館が足りなくて大変なんだから、それは北柏の区画整理でやっているけども、あそこも何も来ない。それで言うならば、駅前でもいいし、10億近い、12億もかけて耐震工事をするならば、ましてやあそこは一番軟弱地盤のところである。液状化する地域でもある。それから、洪水があったときには、あそこは水没する場所でもある。そういう意味じゃ、文化会館としては不都合な立地条件。だから、そういう意味じゃ新しく建てかえをすべきだと。思い切ってやれば、それは40億かかろうが、60億かかろうが、100億かかろうが、それは我孫子市と共同して広域的に建てるとかいうようなことを検討すれば、そんな高いものではないと。それから30年、少なくとも20年から30年もつんだと思うんですよ。今回耐震性というのは15年ぐらいしか持たないわけでしょう、それは。だから、そういう余りいいところじゃない、立地条件もよくない場所について、なぜ急いで音響設備まで抱き合わせて、分離発注していたものを抱き合わせてまで1者にして、1者が辞退をしている。それで、なぜ急いでそういうことをしなきゃいけないのかと。そんなことをしないで、もうちょっと長期的な立場に立った柏市の文化がどうあるべきかということを含めてやるべきであると思います。

ですから、この議案については、工事案件については反対です。ずっと一貫して反対と言っているんです、私は。そんなことは、もう税金の垂れ流しをするなど。無駄遣いだと。たった15年しかもたないわけでしょう。今9億幾らって、10億近い金だけど、結局は12億の、おたくらが積算した12億の予算に大体近づくわな。そこまでしなくちゃいけないのかというふうに思うんですよ。そういうことをなぜしなきゃいけないのかって。そんなことする必要はないと思います。業者言いなりだよね、これ、ある意味じゃ。どこが積算を出したのか知らぬけども、役所で積算していないでしょう、役所では。そんなことできる技術者いないわな。音響施設が幾らかかるとか、そういうのを全部ね。どっか委託したんでしょう。コンサルに出したんでしょう。コンサルと同じところが、関連のところは前田建設がとったわけでしょう。違うの。だから、そういうふうな流れなのよ、入札というのは。コンサルやって、こうすれば抱き合わせでとれるよということなわけでしょう。だから、

見え見えなことしているんで、そういうことはやめるべきだと。だったら、新しく建てて、柏の長期的な文化施設をきちっとすべきだと。柏には、全国コンクールでも優勝している市柏がいるわけだから、そういう意味では思い切って全国コンクールでも、新しいのができ上がったときには柏でできるよぐらいの、そういうことをきちっとやるべきじゃないのかと、私思いますよ。柏の吹奏楽の、柏の後援会長さんもここにいるけどもね。そういう意味じゃ、そういうことをやっぱりきちっとさせていく。市柏の子供たちも全国コンクール大会を、市柏がやることじゃないけどもね、あれは。何とかという場所が決まっているけれども、そういうことをやっぱりきちっと、柏にいいものがあるんだよということを見せることも必要じゃないかと思えますよね。ですから、この案件については反対です。

○宮田 まず、先ほど武藤委員、利用団体のアンケートはとったという、利用者というふうに言っていたんですけど、そこを利用する団体と、それから一般市民の利用者という、2つ利用者にあると思うんですけども、利用団体のアンケートはとったみたいですが、市民のアンケートはとったんですか。

○市民文化会館館長 市民に向けてのアンケートは実施しておりません。むしろ市民にアンケートをとらせていただくとした場合には、文化会館にどういったものを期待するかというようなアンケートをとらせていただくことになるのかなと思っております。以上です。

○宮田 それもあるんでしょうけど、やはりさっき利用団体すらバリアフリーの要望が一番高かったんだから、そこに来る人の一番の要望ってやはりバリアフリーなんじゃないかなと思うんですね。それで、中を改めて見させていただいたんですけども、やっぱり階段が多いから、車椅子の人が入るのは本当に会館の隅のほうから入ってきて、そして座る席も舞台の一番外れの非常に見づらいところになるというのはわかりました。だから、それは例えば同じ料金で、自由に席を選べる人もいれば、そういう隅っこのほうに座らざるを得ない人がいるというのは、やはり障害のある人を拒否している施設なんだなというふうに思うんです。だから、今回は耐震ということと一緒に大規模改修ですよ。そういうものをやりながら、なおかつやっぱりバリアフリーがきちっとできない施設というのは、この多額な費用をかけて、私も問題なんじゃないかなというふうに思うんです。

それで、ちょっと金額のことが明確でないんで1つ伺いたいんですけども、今回建設、音響、照明が一緒になったんですけど、きょう契約課は来ていないんですけど、議会の中では、音響がその中の24%とか、照明が20%ぐらいみたいなお話だったと思うんですけど、こういう内訳とかわかりますか。

○市民文化会館館長 1回目の公告をした際の公示価格、予定金額になりますけれども、舞台照明につきましては2億1,300万、舞台音響につきましては2億1,200万を予定しておりました。以上です。

○宮田 それは、ホームページに載っていたからわかるんだけど、それが今度一緒になっちゃったわけだから、3回目の入札で工事全てそれを含む中で、これ音響と



か照明の、この1回目の金額が全部、必要な金額がその中に入ったというふうに考えていいんですか。

○市民文化会館館長 単価の入れかえにつきましては、柏市の営繕管理室で取り組んでおりますけれども、基本的に大きな違いはないと思いますが、単体で出した場合には経費率等が変わってきております。一体となった場合と、例えば10億で出した場合の経費率と2億で出した場合の経費率、その経費率も設備とか機械とかによってもまた変わってきていると思っております。ただ、根幹は変わっていないはずです。以上です。

○宮田 一番最初の1回目の建設費が不調になっているんで、これが幾らだったのかというのがホームページには載っていないんですよ。だから、それで音響、照明って本当に専門的なもんだから、これ全国要件にして、全国でも何件かしかないということだからこれだけの費用がかかるんだろうなと思うんですけども、今回建設会社がそういうノウハウがあるのかというのは疑問があるところなんですけども、そこをひっくるめて、この契約金額にすると9億9,000万、約10億という中で、この音響とか照明というのはきちんと確保されるのかなというのが、それでちょっと内訳を聞いたんです。それとあと、電気は1回目に入札があって、保留になっていたからいいんですけど、まだ機械が入札が終わっていない。そして、この建築もスライド式にして、今後の資材とか人件費の高騰で値上がりもする。それから、予想されるわけですよ。それで上げていくとおっしゃっていたし、今椅子、客席の場合は、また新たに補正予算で上積みされるみたいな、だから本当にこの予定の予算が12億になっていますけれども、このままで完成するのかなという、見通しがたつのかなというふうに思うんですけど、その辺の予想自体はどういうふうにお考えですか。

○関口副市長 12億1,440万がたしか債務負担行為の限度額だと思うんですが、今回椅子席を外したということは、逆に12億1,440万をオーバーするということです。

○宮田 それと、この資材高騰のスライドもあり得るというふうになっているから、そうするとこの予算額を、予想とするとどのぐらいオーバーしそうというふうに考えているんですか。全然そういうのは見通し立たないというところですか。

○関口副市長 まだ今後の物価がどれだけ上がるかちょっとわかりませんので、今の段階ではちょっと何とも言えないところです。

○宮田 わかりました。それと、やはり音響、照明で、専門性があるから、さっき今担当部では神経を使ってというんですけど、担当部署にそういうノウハウみたいなのはあるんですか。そういうときに、きちっとチェックできるようなことができるんですか。

○市民文化会館館長 専門性の高いところで、私たち職員が多くのノウハウを持ち備えてありませんから、現在も業務委託をさせていただいているところです。業務委託の業者も含めまして、慎重に工事の打ち合わせ、施行に至る過程で対応していきたいと思っております。

また、ちょっと余談なんですけども、前田建設工業につきましては、きのうの追加議案の資料で、原町の市民文化会館の工事实績がございます。私も初めてきのう調べたんですけども、客席数は1,100なんですけれども、逆に言えばかなりの施設を有する、大ホールとか多目的ホール、ギャラリー、スタジオ、練習室などを有する施設に当たられたというところで、ある程度、建築のみならず、舞台照明、舞台音響に係る工事項目につきましても、変な意味でなくて、期待もさせていただけるなと思いました。以上です。

○宮田 ちょっとこの文化会館と関連するんですけども、これから公共施設の大規模改修、それから建てかえの計画を今年度につくる予定なんですよね。来年度。ちょっとその辺教えてください。

○関口副市長 来年度ですから、26年度中ということで答弁されたと思うんですが、今年度は、25年度になっちゃいますので、3月いっぱいでおしまいですから。

○宮田 ちょっとこのファシリティーマネジメントみたいな話は、議会でずっと前から出ていて、やっぱり公共施設のまず台帳みたいなものをつくって、それからやはり市民の要望などを聞いて、優先順位を決めて、それから取りかかるもんだと思うんですよね。だから、耐震という話で入って、耐震はこの庁舎もそうだし、隣の教育福祉会館もあるし、図書館なんかもっと低いわけだし、そういう耐震をしなければいけない施設はたくさんあって、そのまた市民要望なんかも、まだきちっと聞いていない。何か計画も来年度ですから、そういうものをきちんとしてから、やはりこの文化会館の工事に取っかかってもよかったんじゃないかなというふう思うんですけど、その辺はどういうふうにお考えですか。

○関口副市長 施設の老朽化でもいろいろあると思うんですが、まず施設の安全性ですか、利用者の安全性を第一優先にやれば、この耐震というのは第一義的に、第一番目に来るものだろうと思っています。

○宮田 だけど、今回の文化会館は耐震だけじゃなくて、やっぱり契約課でも大規模改修って言っているように、これだけ議会案件になるような金額になるわけですよ。だから、その安全性から考えれば、まだほかの施設だってあるわけだから、そういうきちんとした計画がベースにあって、今回これというならちょっと、話も少しわかるんですけども、何かそういう全体の改修、建てかえ計画みたいなものが先じゃないかなと思うんですけどね。だから、何で、安全性からいったらやっぱり文化会館が今のところ一番だというふうにお考えなんですか。

○関口副市長 いろいろ公共施設、今耐震化全て進めてきております。特に学校関係は27年度で完了するように今耐震化が終わります。今回文化会館の耐震化をやるに当たっては、足場とかいろんなもの組みますので、その際、じゃリニューアルもできればということで、一緒にやるような方向になったわけがございます。

○宮田 それはわかります。だから、全体計画の中の、来年やる優先の理由みたいなものはどうなんですか。

○関口副市長 これからその保守管理計画ができましたら、その概要をまたお示し

できるんじゃないかなと思っています。

○宮田 ちょっとしつこいようですが、その前に文化会館をやる理由というのは何ですか。

○関口副市長 繰り返しますが、耐震化が第一優先だということで考えております。

○宮田 わかりました。

○委員長 そのほか、公明党さん、柏清風さん、よろしいでしょうか。——それでは、ほかに質疑がなければ、これで質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

---

○委員長 議案第44号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第3区分、議案第23号、平成25年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第28号、平成25年度柏市水道事業会計補正予算についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

よろしいですか。——では、なければ、質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第23号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第28号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第4区分、議案第29号、平成26年度柏市一般会計予算当委員会所管分について、議案第30号、平成26年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第38号、平成26年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第40号、平成26年度柏市水道事業会計予算についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 予算の概要なんですけれども、こちらの27ページに——この市民の持ち込

みによる食品等の放射性物質の測定の費用なんですけれど、366万7,000円、25年度は2,329万1,000円だったんで、随分減っているんですけれども、これはこのような予算で大丈夫なんでしょうか。

○消費生活センター所長 予算額の減額の理由でございますが、今まで放射性物質の測定委託、それからそれに関連しますアドバイザー等の業務委託というのを外部に委託しておりました。これにつきまして、全体的な持ち込み件数の減等もございます中で、今回は直営でやっていくという、方向を変えたことによる減額となっております。以上です。

○武藤 そうすると、今度は直営でやられるということで、担当の方を専門に置かれるということですか。

○消費生活センター所長 消費生活センターの職員と、それから臨時職員を雇用いたしまして態勢を整えていきたいと考えております。以上です。

○武藤 専門の方じゃなくて、消費生活センターの職員の方と臨時職員の方でそれは対応できるんでしょうか。

○消費生活センター所長 24年度から、既に直営の部分は実際ございます。それで、スキルが低下しないように、本日から現在委託している事業所のほうに、全ての消費生活センターの職員、改めて研修に行かせておりますので、精度の高い検査をしていきたいと考えております。以上です。

○武藤 それで、あと議会でも議論になりましたけれども、流通品の検査なんですけれども、これについては議会の中では消費者庁の放射線検査機器対応事業運用マニュアルの中でそれが制限されているというような答弁されましたけれども、実際にそのマニュアルの中でどんなふうに書いてあるんでしょう。

○消費生活センター所長 マニュアルの中には、いろんなことが書かれておりますけれども、考え方といたしまして、一般流通品につきましては他の制度があることから、例えば精密検査等も後方支援という形でそのマニュアルの中に入っているんですが、対象としないというようなことで言及されております。以上です。

○武藤 資料いただいたんですけれども、その中にはQアンドAというところで、16番のところで、「消費者からの持ち込みに当たって受付簿を整備する予定だが、どのような項目を設ければよいか。」という質問に対して、「持ち込み者に関する情報、持ち込まれた検体に関する情報、品目、商品名、購入日時、購入場所、販売者名、販売地、製造者または生産者名、製造地または生産地、その他流通経路の特定につながる情報を把握しておくことが望ましい。」となっているんですよね。これは、もう流通でもはかっていいですよということだと思えるんですけど、どうですか。

○消費生活センター所長 この文章等につきましては、消費者庁と確認をとらせていただきました。その中では、結果として市民持ち込みの自家消費物という形で持ち込まれた際に、結果として一般流通品であったという場合を想定した表現というふう聞いております。以上です。

○武藤 結果としてでも、結局測定した場合には、流通品でも大丈夫ですよという

ことですよね。

○消費生活センター所長 これまで申し上げたとおり、消費者庁のほうには昨年10月1日付で、このマニュアルが出された中で、不明確なところにつきましては実際消費者庁に確認をさせていただく中では、やはり一般流通品は食品衛生法上での制度を想定しているということでの言質をとっております。以上です。

○武藤 だめだということは言っていないわけですよ。

○消費生活センター所長 だめだということでは——そういう表現ではないんですが、消費者庁と厚生労働省間での所掌分野が異なっておりますので、一般流通品につきましては厚生労働省の中の食品安全法上でやるというふうな形で聞いております。

○武藤 やはり市民の方にとっては、売られているものであっても、自分で手にしたときに、これがどうなっているのかというのはやっぱりすごく不安があるわけですよ。だから、それをやっぱり身近なところで、消費生活センターではかっただきたいというのは当然のことだと思うんですけど、その辺柔軟性を持ってはかっただきたいんですけど、どうでしょうか。

○消費生活センター所長 委員さんおっしゃるとおり、消費生活センター——部長が議会で答弁申し上げたとおり、消費者の不安を解消するセクションでございますので、そういった不安を持ってお困りになっている方につきましては、まずどういったことについて不安を感じていらっしゃるのかお聞きさせていただきながら、また私どもが把握する情報を提供させていただく中で、不安の解消にまずは努めていきたいと考えております。以上です。

○武藤 それでは、不安を解消するために、測定のほうも柔軟に応じるという理解でよろしいでしょうか。

○消費生活センター所長 私どものほうで説明をさせていただいて、不安が解消されない場合には、またよくよくお話を聞く中で、今後の対応を関係部署と連携をとって対応させていただきたいと考えております。以上です。

○武藤 ぜひ柔軟に、不安解消に向けて測定をしていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。28ページのエコハウス促進総合補助なんですけれども、これについて内訳を教えてください。

○環境保全課長 エコハウス総合補助金の内訳という御質問でございますが、まず金額ベースで申し上げますと、全体で2,530万、このうちの900万が従来からやっておりましたエコ窓の分でございます。

それから、1,380万、これが太陽光パネルの分ということになります。この1,380万のうち280万円については、県補助を見込んでございます。それから、250万円、これは熱エネルギー関係の補助でございまして、エネファーム等の補助について全体で250万というふうな内訳で、全体として2,530万円ということと考えてございます。以上です。

○武藤 スマートメーターの補助についてはどうなんですか。

○環境保全課長 大変失礼いたしました。スマートメーターにつきましては、太陽光パネルとセットで、その金額の中に入れ込んだ形で計算をしてございます。特に今回の温対計画の中では、やはり省エネルギーと創エネルギーというのは、これはセットで考えなきゃいけないというふうな考え方を打ち出しておりますので、必ず太陽光パネルと見える化のスマートメーターはセットで補助をするというふうな形になってございます。そのメーターを含めて、先ほど申し上げました1,380万円ということでございます。以上です。

○武藤 じゃ、太陽光パネルを設置したいという方で、スマートメーターもそのときには一緒に購入してくださいねということなんですか。

○環境保全課長 委員御指摘のとおりでございます。

○武藤 では、例えばもうスマートメーター設置しちゃいましたよとか、そういう方はどうなんでしょうか。

○環境保全課長 原則として補助の対象にはなり得ないと、今のところ考えてございます。以上です。

○武藤 では、スマートメーターだけは補助していただくということではできないんですか。

○環境保全課長 スマートメーターのみというのは可でございます。以上です。

○武藤 スマートメーターだけでも3万円から5万円かかるんですよ。やっぱり市民の方が省エネにぜひ取り組みたいとかいうときに、やっぱりきっかけとしてそのスマートメーターを購入してとなると、なかなか大変だと思うんですけど、その辺はどう考えますか。

○環境保全課長 ですので、とりあえず太陽光はしなくても、いわゆるエネルギーをどれだけ自分のうちが使っているのかということ、やっぱりリアルタイムで瞬時に見ていきたいということで考えて、省エネをされたいというふうな市民の方もいらっしゃると思いますので、スマートメーターだけで構わないというふうな場合については、スマートメーターだけに対しての補助というのは、今回この補助制度の中ではありということになります。逆に、太陽光パネルだけでスマートメーターは要らないという場合は、これは補助の対象にはならないと。太陽光パネルをつける場合は、必ずスマートメーターつけてくださいと。スマートメーターだけでいいですよという場合は、スマートメーターだけでもいいということでございます。以上です。

○武藤 スマートメーターだけでも補助は出て、ただ太陽光パネルを設置するときには、必ずスマートメーターも設置してくださいねというのが条件になるということですね。

○環境保全課長 委員御指摘のとおりでございます。

○武藤 大体何世帯ぐらいというか、想定していますか。

○環境保全課長 予算の範囲内で、一応おおよそ180件ほどの件数を——これは太陽光パネルとスマートメーター、必ずセットの場合という仮定ですが、そういった条

件ですが、おおよそ180件ほどを見込んでございます。以上です。

○武藤 市民へのお知らせというのは、どのようにされるんでしょうか。

○環境保全課長 この制度の周知につきましては、広報紙やホームページにお知らせするとともに、あと一応一定の条件を設けまして、何でもかんでも、どこで買った太陽光でも補助になるということではちょっと考えておりませんので、やはり市内に本店、本社を置く業者さんから購入した場合というふうなことも一応考えて、条件に含める予定でございます。そういう意味で、市民の皆さんへの周知とともに、その該当する業界の方々への周知ということも、これもあわせて行っていきたいというふうに考えてございます。その2つの方法でもって周知を図っていくということを現在検討中でございます。以上です。

○武藤 いつごろから市民の方は実際利用できるようになるんでしょうか。

○環境保全課長 対象となりますのは、来年の4月1日以降に取りつける予定のものをまず仮エントリーしていただいて、実際に取りつけた後に本申請をしていただくというふうな形になります。以上です。

○武藤 来年のじゃなくて、来月の。

○環境保全課長 来年度でございます。

○武藤 来年度ですから、4月以降に取りつける予定だという方は、今からその準備を始めていてもいいということですか。

○環境保全課長 準備という委員のおっしゃっている意味がちょっとどういう意味かわかりませんが、少なくとも何らかの形で、もう例えば注文しちゃっているとかがというふうな形のものというのは、原則としてこれは入りません。あくまでも来年度において、これからやるよと。買うのもこれからだよ、工事も全部これからだよというものが該当するというところでございます。

○武藤 たくさんの方が応募してきたら、どうなりますか。

○環境保全課長 原則として先着順で考えてございますので、予算に限りがありますので、残念ながら予算の範囲内ということであれば、年度途中で補助がなくなってしまうということは、今回のエコ窓のように、ということも残念ながらちょっとあり得るということでございます。以上です。

○武藤 ぜひ市民の方には周知徹底のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

29ページの協働事業の提案制度についてなんですけれども、こちらの事業についてどのようなことを行っているのか教えてください。

○協働推進課長 協働事業につきましては、協働事業提案制度ということで、今年度事業を募集しましたところ、2件申し込みがありましたが、実際事業に向けて調整を行ったのが1件でございまして、来年度、松葉近隣センターのほうで実施する事業が今回予算化した事業でございます。以上です。

○武藤 内容的にどんなことをやるんでしょうか。

○松葉近隣センター所長 内容としては、3点ほどございます。まず、近隣センターの中の掲示物、ポスター等の整理でございます。続きまして、2点目がニュース

レターの発行でございます。近隣センターの内容をよく知ってもらうような内容を考えております。3点目が緑をテーマにした講座の開設でございます。花壇や植物をテーマにして連続の講座を開催しまして、これらの受講生の中で、人と緑をつなぐような団体をつくっていただくようなものを考えております。以上でございます。

○武藤 そうすると、何となく近隣センターのお手伝いをしてくれるようなというか、ちょっと内容的に、そういう形に伺ったんですけども、この事業は継続的に行われるんですか。

○松葉近隣センター所長 この協働事業の提案制度につきましては、平成26年度1年度限りではございますが、担当の近隣センターといたしましては、継続的に考えていきたいと思っております。なお、今回受託していただけるということで、ワーカーズ・コレクティブういずさんが名乗りを上げていただいておりますが、聞いたところ、やはり継続的な事業をしていきたいという希望は持っております。以上でございます。

○武藤 続いて、地域づくり推進事業なんですけれども、こちらのほうは23年度に近隣センターそれぞれあった生涯学習、生涯教育ですか——生涯教育をなくしたかわりの事業ということでよろしいのでしょうか。

○地域支援課長 地域づくり推進事業ですけども、今委員さんおっしゃったとおり、旧生涯学習事業、コミュニティー講座、こちらの第1回柏市版事業仕分けのほうで再構築するということを示されましたので、そのような形で地域づくり推進事業として23年度から開始したものでございます。以上です。

○武藤 内容については、どのようなことをやられているのでしょうか。

○地域支援課長 地域づくり推進事業は、これまでのコミュニティー講座、いわゆる講座を提供するというようなものではなくて、各地域の課題を地域住民の方と一緒に掘り起こして、それを解決に向けて事業化していくということでございまして、実際には各地域に地域づくりコーディネーターという非常勤特別の職員をこちらのほうで雇用しておりますので、その者たちが中心になって入っていき、地域での会議、そしてそこに出た課題に対して、地域の方と一緒に事業化していくということで、実際にコミュニティーカフェの実施とか、そういうものにつながっているというところでございます。以上です。

○武藤 今までの生涯教育の事業とは全然違うということで、新しい事業としては、非常にコミュニティーカフェとか、そういうのが広まっていくというのはいいかなと思うんですけども、ただやはり今までの生涯教育の中で、やっぱり期待されていた部分とか、そういうものもありますので、そういう今までの事業とこの新しい事業とまた別にして、生涯教育という観点を忘れないようにして、事業をこれからまた検討していただきたいと思っております。

44ページです。放射能汚染塵芥処理対策事業が拡充ということになっているんですけども、これはどうして拡充されたのでしょうか。

○北部クリーンセンター所長 北部クリーンセンターにつきましては、草木収集処



理という形で、混合焼却を継続してまいりました。今後は、周辺からの悪臭対策の防止等を考えまして、南北でできる限り区分処理できることは区分処理しながら、安定的な処理に努めていきたいということで思っております。

○南部クリーンセンター所長 特に今別々のところでそれぞれ処理をするという形なんですけれども、南部クリーンセンターでは、当然草木を混合して燃すことができませんので、収集した草木は全部破砕して、委託処分という形になります。そういう点で増額となりました。以上です。

○武藤 すると、今までは北部だけで草木、枝の処理をしていたものを、今度は南部でもやりますということですか。

○南部クリーンセンター所長 南部で行うというよりも、南部で集めた部分は南部で処分をして、委託に処分を出すという形になります。

○武藤 どのような処分をされるんですか。

○南部クリーンセンター所長 集めた草木を破砕して、それで最終処分場まで運搬して処分をしていただくという形になります。

○武藤 破砕する機械とかは、新たに設置するんでしょうか。

○南部クリーンセンター所長 そのようになります。以上です。

○武藤 じゃ、そういう処分するような機械の購入代とかは入って、今回拡大をしたということでしょうか。

○南部クリーンセンター所長 購入ではなくて、委託の部分に入りますけれども、それを含めた金額になっております。以上です。

○武藤 南部クリーンセンターのその委託の費用の中に含まれるということですか、それともこの拡充した部分なんですか。

○南部クリーンセンター所長 拡充した部分に含まれております。

○武藤 次行きます。国民健康保険の議案第30号ですけれども、553ページの国保の会計ですね。予算書です。この国保の収入のところに、滞納繰り越し分ですとか、それからあと562ページのところには延滞金の収入なども入っているんですけれども、それについて伺いたいんですが、本会議の答弁の中で、滞納している方について、分割納付相談の中に、息子さんのほうに相談できないかというようなことを、議論ありましたけれども、そういう扶養家族に、滞納した方について相談できないかというようなことを位置づけているんでしょうか。

○保険年金課長 ちょっと私その報告というのは確認はしておりませんが、あくまで納付義務者、世帯主になるんですが、その納付義務者に対しまして特別な事情の把握ということで、納付相談を行っております。以上です。

○武藤 部長は、指導をしているというふうなお話ありましたけれども、どうなんですか。

○市民生活部長 今回の案でいいますと、世帯でということは、扶養義務者が何人かいて、そういう方たちの中で保険料の額が決まる。その方が何かの事情で出て行ったと。それで、滞納はそのまま残っているというような状況の場合には、いわゆ

るその原因をつくった一員である方に応援できませんかという話はするのは、これは通常の流れということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○武藤 それは、でもおかしいんじゃないんですか。先ほど納付義務者に対して徴収はするけれども、その親族についてはそういうことはしないと。それが法にのっとった徴収の仕方ではないでしょうか。

○保険年金課長 あくまで原則的にマニュアルに沿いまして、納付義務者、世帯主になるんですが、今ちょっとうちのほうの山田のほうもお答えしましたが、あくまで保険料の一員になっている、家族扶養になっていれば一員になっていることは事実ですので、その点についてお願いする場合もあるというふうに申し上げるのでしょうかね。原則的には、あくまで世帯主が納付義務者になりますから、世帯主と特別な事情の把握ということで、納付相談、分割なりの納付相談を原則的には行っております。以上です。

○武藤 国保法に何かそういう法的根拠というのはあるんですか。

○保険年金課長 その納付義務者が世帯主以外の場合ということでしょうか。

○委員長 武藤委員、じゃもう一度お願いします。

○武藤 納付義務者以外のその家族に対して、そういう相談をすとか、援助してもらおうとか、そういうようなことが書いてあるのでしょうか。

○保険年金課長 その明記はございません。

○武藤 1月24日に「平成26年度地方税制改正、地方税、地方行政の運営に当たっての留意事項等について」という通達が来ていると思うんですけども、その中で、「地方税法では滞納処分をすることによって、その生活を著しく急迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたい」こととあるんですけども、このとおりに法にのっとって指導していただきたいと思うんですが、副市長いかがですか。

○関口副市長 今担当のほうがお話ししたとおりで、私も保険の一員であれば可能じゃないかなと思います。例えば納税義務者が本来納めるべきなんですが、保険の一員としての家族構成であったときには、そういったお願いもすることもあるということはあるんじゃないかなということ考えております。

○武藤 でも、実際に世帯の納税、納付義務者に対して徴収するんだけど、国保法にもどこにも書いていないとおっしゃっていましたよね。どうですか。

○保険年金課長 納付義務者が世帯主ということは明記されておるんですが、その家族に対してですか。その部分について記載がないということです。以上です。

○武藤 そうしたら、世帯主というか、納付義務者の方が払えなかった分を家族が払わなきゃいけないって、そういう義務はあるんですか。

○保険年金課長 ちょっと事例になるんですが、家族の中で世帯主の方が会社の保険に入っていて、その中の扶養者が国民健康保険に入っている場合、擬制世帯というんですが、その場合でも納付義務者は世帯主になるんですね。そちらになっ

てしまうんです。それを考えると、あくまで住民票の世帯主が納付義務者ということで、国民健康保険に加入しているしていないにかかわらず、世帯主であるがために納付義務者になるということです。

○武藤　そういうことを言っているんじゃないくて、納付義務者の人が生活に困っていて、それでその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その執行を停止することができるというふうになっているのに、それをしないでまず息子さんに相談してみてくださいとか、そういうようなやり方がいいのか、正しいのかということなんです。

○保険年金課長　今の御質問の内容ですが、あくまで私のほうで納付義務者と接触しまして、その現状把握しまして、その状況に応じて執行停止は行っております。その状況によりまして行っております。

○武藤　でも、今回議会で議論されましたように、実際には行われていないケースがあるわけですね。それで、なぜそういうふうに個別な対応ができなかったのかといえば、やっぱり職員の方の配置が非常に少ないということが問題になりました。それについてはどうですか。

○保険年金課長　ちょっと私のほうも、確かに今委員おっしゃいますように、職員数が少数での対応をしております。ただ、これは市税等を比較しますと、非常に金額、同額程度なんですけど、それに対応している職員数については5分の1ぐらいになるのでしょうか。少数で行っているものですから、対応できるのは——全体的に対応できていないのが状況だと思います、個人的には。

○武藤　全体的にできていないということでしたけれども、それをそのままにするのではなくて、やはり利用者の方の立場に立てば、そんなことで許される問題じゃないと思うんですね。だから、この通達にもありますように、個々の実情を実際に具体的に把握してできるような、適正な執行に努めていただきたいということですから、ぜひ人員配置も含めて適正な配置をしていただきたいと思ひますし、今回のような法にのっとらないような答弁はしないでいただきたいと思ひます。

続いて、第38号ですけれども、後期高齢者の医療制度の特別会計の予算なんですけど、今回千葉県では後期高齢者医療制度の保険料が引き上げられました。そうでなくても、やはり高齢者の負担は非常に重いものがあります。26年度均等割で3万7,400円が3万8,700円に、所得割の7.29%が7.43%と、平均では1,064円の引き上げになりますけれども、高齢者に負担を強いる、そういう保険料の引き上げは許せないなので、この議案には反対です。以上です。

○委員長　皆さんこの後もちろん質問されますよね。5分ほどあります。もし5分ほどで終わる方いれば、それで。もしなければ、一度ここで休憩を入れた方がいいのかと思うんですけど、皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、少し早いのですけれども、一度ここで休憩させていただきます、再開は1時ということですのでよろしくお願ひします。

午前 11時55分休憩

○

午後 零時58分開議

○委員長 では、午後の市民環境委員会を再開したいと思います。

では、先ほどの続きからということで、宮田委員からでよろしいですか。

○宮田 まず、概要の29ページの市制施行60周年記念の中のこの市政功労賞の表彰というのがあるんですけども、この具体的な内容と、その金額514万8,000円のちょっと内容、内訳を聞かせてください。

○秘書広報課長 市制60周年の功労者表彰につきましては、10年前の50周年のときに、地域で活動を長年されている等の方を中心に表彰審査会を立ち上げまして、そちらのほうで審査をしていただいた方、前は約600人弱なんですけども、その方々を表彰させていただきました。60周年に当たりましても同様に審査会を開いた上で、被表彰者を決めていきたいと考えております。予算の内訳につきましては、会場が文化会館が改修工事ということで使えませんので、市民体育館を使って、11月に開催する予定で、その施設の使用料とその会場の設置、設備の委託料が209万円ほど、あと施設の使用料が10万円ほど、それとあと被表彰者の表彰状の作成、印刷、また被表彰者への記念品代等の報償費が200万円ほどというのが大きな内訳となっております。以上です。

○宮田 次に、市政情報の提供の広報番組の製作費ですね。これも予算の内訳と内容について説明してください。

○秘書広報課長 広報番組につきましては、ジェイコムをほうを活用させていただきまして、7月の1日からの放映をさせていただきたいと考えております。月に2本、15分番組を作成しまして、1日に朝、昼、晩の3回放映をする予定でございます。7月からですので、9カ月間で2本、18本の番組を作成する予定でおります。予算の内訳としては、1本あたり156万6,000円で18本と、2,818万8,000円という内訳になります。この委託料の内訳につきましては、ジェイコムをほうで取材、撮影、また編集、あと番組を編集した上で原稿作成して、ナレーションの方とか、あとはキャスターの方といったようなことで番組をつくっていくという内訳になります。以上です。

○宮田 今年度のWe Love Kashiwaキャンペーンは結構いろいろな試みをされていたんですけども、来年は本当にこのジェイコムだけなんですか。

○秘書広報課長 基本的には、市が主催する形のもの、今の市政功労者の表彰と、あとまたジェイコムの番組のほうでも作成を予定しておりますけれども、基本的には市民の方々の事業なり活動のほうで、We Love Kashiwaキャンペーンの60周年記念ということで、ロゴ等を使っていただいて進めていきたいということで、あとこのほかには主催は旅行会社になりますけれども、市民号、市民列車、これとあと切手ですね。60周年の記念切手等を企画しております。以上です。

○宮田 じゃ、今度はページ36の増尾の森協働管理104万なんですけれども、この内

容と予算の内訳を教えてください。

○環境保全課長 増尾の森の整備の管理の内訳につきましては、まず事業内容といたしましては、こちらは森を整備する管理団体への管理委託経費への委託費、それから若干ここの森が水が非常に枯れつつありますので、新たに水の井戸を掘って、水を確保しなきゃいけないという必要性が迫られておりますので、その経費として60万円ほど、工事費として計上してございます。以上です。

○宮田 拡充されたのは、その部分がふえたから拡充されているんですか。

○環境保全課長 この森については、昨年度から市のほうで森として整備を——その自然の森として整備をしていこうということで着手をしているものでございまして、今年度についてはその水を確保するということが重点的にやっていくということでございます。来年度以降は状況を見ながら、必要な整備等々出てくれば、またその都度所要の予算を計上していくというふうなことで考えてございます。以上です。

○宮田 わかりました。じゃ、その下の新しい事業として、公共施設への再生可能エネルギーの導入、近隣センターに太陽光パネルですね。それをちょっと具体的に。それと費用の内訳。

○環境保全課長 この事業の内容につきましては、国の100%補助事業として、国の再生エネルギーと防災・減災を組み合わせた防災・減災グリーンニューディール基金というものを、補助を100%活用したものでございます。内容の内訳といたしましては、近隣センター6館に対して太陽光パネル、およそ3キロないしは5キロワット程度の太陽光パネルと蓄電池を設置していくということで、2カ年で考えてございます。おおよそ1カ年で大体3館ずつの予定でございます。以上でございます。

○宮田 場所は、近隣センターということは、この近隣センターにした理由は何ですか。

○環境保全課長 基本的に、補助のメニューの趣旨が再生エネルギーを活用することと、防災・減災に役立つということの2つの兼ね備えていなければならないものですので、そういう意味でいうと、やはりほぼ順当な選択として出てくるのは、恐らくいざとなったときの避難所に対してのエネルギーをどうやって備えるかというものに対して、備えをしますということになると思いますので、そういう意味で避難所にもなっている地区防災本部にも、避難本部になっている近隣センターが順当であろうということで、近隣センターということにいたしました。以上です。

○宮田 避難場所とすると、学校とか、まだほかにもあるわけですけど、近隣センターの建物的には、この太陽光パネルを設置するのに適しているのか、それとももっと学校とか、そういうところのほうに適しているのか、その辺はどうですか。

○環境保全課長 議員の御指摘のとおり、避難所と言えば、やはり学校のほうが規模も大きいですし、避難所としての機能の役割は非常に大きいとは思いますが。ただ、実際このような形でエネルギーを確保、再生エネルギーをいざとなったときのために確保しようというふうなことを考えた場合、学校は学校で、別途再生エネルギー

の取りつけるための補助というのは別途メニューとしてございますので、できるだけ学校のほうはそっちのほうを使っていたいただいて、なるべく補助メニューのつかないところに対してそれをやっていこうということの選択の中で、近隣センターということで私どもはセレクトをさせていただいたということでございます。以上です。

○宮田 じゃ、供給できる電気料って、どのくらい考えていますか。

○環境保全課長 大体蓄電池の容量も考えなきゃいけないので、大体5キロワットが限界かなというふうに考えてございます。以上です。

○宮田 5キロワットって、具体的にこの避難所に対して、どんなぐあいの電気になるんですか。

○環境保全課長 最低限の照明と、それから防災無線等考えると、大体ほぼフルでやれば、1日から2日程度のエネルギーということになります。ただ、太陽光パネルがもし損傷しなければ、ずっとそのまま発電はできるわけですので、そのままエネルギーはずっとキープすることはできるということでございます。以上です。

○宮田 避難所に使用する期間って、割と特定なときなんですけど、日常的には電気はどういうふうに利用するんですか。

○環境保全課長 日常的には、蓄電池を通して、日常の近隣センターの活動の中で電気を使っていけばいいと。いざとなったときには、その蓄電池の中にため込んだ電気を使えばいいですし、ほかの送電網がやられても、そのパネルと、それから中での再生エネルギーの発電が特に損傷がなければ、それを使えるということになります。以上です。

○宮田 それによって、近隣センター、6館やる予定ですけれども、電気料ってどのくらい削減できるんですか。

○環境保全課長 ちょっと申しわけないんですが、そこまでは現在のところまだ試算はしておりません。以上です。

○宮田 これも国の地方財政対策の中の大きなメニューであるんですけれども、やっぱりちゃんと効率を考えてやってほしいと思います。どのくらい削減できるとかということも考えて取り組んでいただきたいと思います。

じゃ、次に43ページ、防災危機管理対策の市民持ち込みによる食品等の放射性物質の測定、先ほど武藤委員も質問していましたが、私が本会議場でいろいろ持ち込みが——一般農産物以外の流通品もやるべきじゃないですかという質問をしたんですけれども、ここには一定基準を超える数値が検出された場合、精密検査を実施というのは、具体的にこの部分はどのようなふうに行われるんですか。

○消費生活センター所長 一般流通品ではない、いわゆる自家消費につきましては、精密検査の部分につきましては国民生活センターというところがございますが、そちらのほうに郵送して行っていく予定でおります。以上です。

○宮田 じゃ、今までアトックスをお願いしていた部分を、今度は国民生活センターのほうに送るということなんですね。

○消費生活センター所長 そのとおりです。

○宮田 わかりました。じゃ、ちょっと先ほどの武藤委員の質問に関して、消費生活センターの所長の答弁がすごく曖昧じゃなかったのかなと思うんで、また質問させてもらいます。私が一般質問でしたときに、市民生活部長がこの消費者庁のマニュアルに、10月1日に出されたマニュアルに消費者庁から借りた検査機器の対象は、ほかの公的機関の対象となっていない自家製消費用作物なので、一般流通品が含まれない、そういうふうにおっしゃったんだけど、資料いただきましたけど、この中のどこにそれが書かれてあるんですか。この自家製消費用作物に限定するということは、どこに書かれているんですか。

○消費生活センター所長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、ここの枠組み自体が、消費者庁につきましては厚生労働省のやっている一般流通品の食品衛生法上に基づく検査については対象外とするという形になっております。ここにつきましては、幾つかの項目の中に入っております。ただ、そのあたりは具体的に消費者庁のほうに確認を入れている中で、そういった取り扱いにするということで確認をとっているところでございます。具体にはということになりますと、例えば対応のほうのページを見ていただきますと、まずこの目的のところでもそのあたりが推察できるかなと思いますけれども、具体にはQアンドAのほうで、お手持ちがあるかどうかわかりませんが、15ページのところにQアンドAで、自主検査として位置づけるというふうに書いております。ここにつきましては、いわゆる消費者庁で行う食品衛生法上の検査を除外するというふうに、ここのところで読み取れるかと思えます。以上です。

○宮田 ちょっと答弁になっていないと思うんですね。部長が言ったこの中に、自家製消費用作物なので、一般流通品が含まれていないってはっきり根拠を言ったんです。だから、そういう文言がこのマニュアルに書かれているんですかと聞いているんですけども、そこがどうも、何か問い合わせたとかなんとかって言うんだけど、本当にそういうことがこのマニュアルに書かれているんですか。

○消費生活センター所長 もともとこの放射性物質の対応自体が市民サイドの不安解消ということでの制度の枠組みになっておりますので、当然一般流通品につきましては、先ほど来申し上げます食品衛生法上の制度がございます。その辺は、表現的にはわかりづらいところがありましたので、こちらのセンターとしても消費者庁に確認をいただいたところでございます。ただ、個々には、先ほど申し上げたところで、その辺がわかるような表現はされているかと思えます。以上です。

○宮田 じゃ、メーカーには書かれていないですよ。そんな自家製消費農産物で、一般流通品が含まれないとは書かれていないですよ。

○消費生活センター所長 先ほど来申し上げますが、15ページ、QアンドAの19項目を見ていただきますと、自主検査、米となっておりますので、そこは緊急時における食品放射能測定マニュアル等に基づき、保健所設置等が行った検査を除くというふうに書かれておりますので、この辺で判断していただければと思います。

○宮田 そこをそういうふうに解釈されたということなんじゃないかなと思うんで

すね。私は、きちんとここに一般流通品含まない、自家製消費作物だけというふう  
に書いてあるのかなと思ったら、そういう文言はないですよ。だから、実際に目  
的書かれています、1 ページに。そして、この機器は25年11月時点で272の市町村に  
386台貸し出されている。主な検査対象、これも機器によってはかったものは、自治  
体の地域の実情に応じて検査が実施されていて、1、消費者が持ち込んだ食品、2、  
自家用消費作物、3、学校給食の食材というふうに、この借りた機械で学校給食の  
食材もはかっているところがあるし、消費者が持ち込んだ食品も実際に検査されて  
いると書いてあるんですけども、この中にも自家製の農産物だけだなんていうこ  
とは、しかはかかっていないなんて全然書かれていないんですけど、この辺はどうな  
んですか。

○消費生活センター所長 書かれてはいませんが、考え方といたしましては、先ほ  
どの学校給食含め、地元の産物を、一般流通というよりも、そういった自家製含め  
て取り扱っているのではなかろうかということで、消費者庁のほうからそういった  
コメントを入れているというふうに伺っております。

○宮田 だから、そういう解釈をされているというのはよくわかるんですけども、  
実際に消費者庁から機器を借りた272の市町村が、いろんなものはかっていますよ  
ということですよ。だから、柏市もいろんなことを、いろんなものはかかってい  
て、それで、だから限定は何もされていないわけだから、その借りた機器で、何で  
もはかれるということを読み取るのが、これ自然なんじゃないんですか。それだか  
ら、例えばそういうふうに思うんですけども、この25年の10月1日にマニュアル  
が出されていますけど、これは何回目からの、消費者庁が貸す機器にこのマニユ  
アルがついてくるわけですけど、それ以前も消費者庁からは、柏市も借りているし、  
そのたびにこのマニュアルがついてきていると思うんですけども、1台目の機器  
を借りたときのマニュアルと、この10月に出されたマニュアルって内容が変わって  
いるんですか。

○消費生活センター所長 マニュアルが交付されたのは、これが初めてでございま  
す。25年10月1日が初めてのマニュアルとなっております。以上です。

○宮田 では、それまでは機器の使い方に関しては、何も出されていないんですか。

○消費生活センター所長 機器の管理のところにつきまして示された文書通知はご  
ざいます。以上です。

○宮田 文書はあるんですか。

○消費生活センター所長 どのように申請をし、貸与を受けるに当たりまして、ど  
のように申請を受け、どのように管理していくかとか、そういったようなことにつ  
きましては示された通知はございます。以上です。

○宮田 では、示された通知の中で、このはかる対象物についてはどういうふう  
に書いてあったんですか。

○消費生活センター所長 自家消費等という形でなっております。以上です。

○宮田 でも、実際にはいろんな自治体が一般流通された食品——ともかく市民が



持ち込んだ食品もはかっていたし、自家製の農産物もはかっていたし、学校給食もはかっていたということだから、その通知があっても、このマニュアルがあっても、はかるものは自治体、地域の状況に応じてと書いてありますから、自治体の判断で行ってよいということですよ。

○消費生活センター所長 前提としましては、消費者庁との確認事項でございますが、あくまでも一般流通費につきましては、先ほど来の食品衛生法上の第11条を適用できるような形でやるべきというふうに判断を示させていただいています。

○宮田 その消費者庁の誰が言ったかちょっとよくわからないんですけども、私も消費者庁のほうには電話しています。1台目借りていたときは、福嶋さんが長官だったときです。それで、福嶋さんの講座も聞きましたし、消費者庁の講演にも私行きました。その中で、市民の不安を払拭させるために、それを使って売するためにはかっちゃいけないけれども、持ち込んだ食品を自由にはかるようにするというのは聞いているんですね。だから、私はこの前、それがどこでどう農産物だけになっちゃったのかってすごく不思議だったんですけども、それについて何か変わったところはあるのかというのも、私は消費者庁のこの地方協力課に電話してみましたところ、特に何も変わっていないという話です。だから、もし変わるんだったら、この10月1日に出されたマニュアルに、今までマニュアルがなかったために、いろんな、地方公共団体によってはいろんなはかり方をしているけれども、今後はこういうことについて、こういうものだけに限定してくださいねという書き方があってしかるべきだと思うんですけども、そういうことは一言も書いていないんですよ、ここに。だから、それはこの中の一部をすごく柏市が解釈をして、この前の部長答弁になったんじゃないかと思うんですね。だから、先ほど武藤委員も言っていたけれども、この中のQアンドAの中には、市民が持ち込んだ品物について受付簿を整備する、どのような項目をその受付簿に書いたらいいですかという質問に対して、持ち込み者に関する情報としては、その品物とか商品名です。購入日、どこで買ったか、購入場所、それから製造者または生産者名、そういうふうになにかあったときに流通経路の特定につながる情報を把握していくことが望ましいってQアンドAで答えているわけですよ、消費者庁が。ということは、この解釈からいえば、買ってきたものでもオーケーです。ただ、その買ってきたものについては、細々いろんなことをちゃんと記入しなさいよと書いてあることは、このマニュアルに対して、一般流通品も含めて、検査をすることを前提にこういうQアンドAが書かれているということは、一般流通品でも持ち込んでいいということにはならないんですか、これは。

○消費生活センター所長 まず1点目に、委員さんがおっしゃいました商品についてはというところの大前提は、当初から今までも変わりはありません。それで、一般流通品は当然商売になるものがございます。それにつきましては、きちんとそういった商品につきましては、検査をする一つのプロセスの中で、きちんとした精度の高いものをやりませんと、消費者が持ち込んだものでも、例えばそれが事業者へ

の、販売している方たちへの影響もいろいろございますので、そういったやり方がきちんと食品衛生上は決まっております。このマニュアルの中には、そういったこともちりばめられていると考えております。なので、そういった意味では販売目的のものにつきましては当初から、消費者庁も含めまして想定はしていないと考えております。それから、結果として、ただ先ほど来お話ありますQアンドAの中の、結果として台帳を整備する項目で、そういった項目が一般流通品を思わせるような項目が入っていますが、先ほどお話しさせていただきましたが、自家消費、自分でつくったものとして持ち込まれても、よくよく話を聞いていくと、検査をした、測定をした後に、実はこれは一般流通品だったよというようなことを想定していると。そういったことがあった場合には、一応記録として残さなければならないというようなことを消費者庁から聞いております。以上です。

○宮田 ちょっとよくわかんないですね、その解釈の仕方というのか……だから、私の質問とか質疑についてもう一回映像をきちっと読んでみると、部長はその一般流通品の検査も相談——これから取り組むことを検討しているみたいなこともおっしゃっていますよね。でも、何かちょっと確認して、私はそれがうまく、何か回りくどい言い方をすごくされていたんで、じゃもう農産物に限るんですかというのと、そうですとおっしゃっているんですけども、その根拠はこれですよと、マニュアルなんですよとおっしゃっているんですけども、マニュアル自身が、そのところをすごく強調したりすれば、そういうふうに、今所長が言ったようなものかもしれないけれども、実際にははかっちゃいけないとか、これに限るということはまず一切書かれていないし、私は消費者庁に電話をしたときは、それは自治体の判断です、そういうふうにおっしゃっていたし、そして実際に消費者庁の機器を借りて流山もはかっている、野田もはかっている。いろんな自治体ありますよね。その中で、全部電話して聞いてみますと、どうするんですか、来年はと。こういうマニュアルが出ているけど。いや、変わらず、やっぱり市民の不安を払拭するために、市民が持ち込む食品は全てはかりますよと。近隣自治体は、みんなそういうふうに言っていますよ。何で柏だけが、もうその自家製農産物に限定し、そのほかのものは御相談みたいな、そういう取り組みになるんですか。もうみんなやったらどうですか。

○市民生活部長 先ほど鈴木が申し上げたとおり、ほかの流通品、いろんな震災の関係で風評被害を受けているところもあるし、そういうところのものは、その各自治体や各生産者が必死になって、その払拭をするための努力をされています。したがって、その外の部分につきましては、ものにつきましては、それは私どものほうの所管と考えるのが、いささか僭越ではないかと思っています。また、私どものほうは保健所という組織を、一緒に柏市がありますので、そこで行うべきものと、それから私どものほうは最初から、いわゆる生産者がきちんと生産をした中で流通をさせているもの以外に不安があるだろうと。そのものを私どものほうとしてははかるために、消費者庁からそういう測定器をお借りしたと。これは、一番最初のときに、私が配属される前ですけど、拝命される前ですけど、そのときにそういう形

で消費生活センターにその測定器が来たというふうに私どもは理解しておりますし、その形については維持をしたいと思っています。以上です。

○宮田 多分途中で消費生活センターの考え方が変わったんだろうなと思います。この機器を借りた当時は、そういうことは全く言っていないで、本当に市民が持ち込むさまざまな商品をはかっていたわけだし、それによって市民がすごく安心感を得ていたのは事実だし、ここに来て農産物に限定するという理由は、そんなないんじゃないかと思うんですよ。今の場合でも、来年は直営でずっと借りた機器ではかかっていくわけだし、実際には持ち込みの商品も減っているわけだし、十分対応できる。その中でも、やはり流通されている品物に対しても、実際に基準値を超えるものが検出されていたりしているとなると、やっぱり不安を抱える市民というのは出てくるわけだから、そういう人にもきちんと対応するというのをやられて当然じゃないかと思うんですよ。何も農産物だけに限る必要はないと思っているし、一番最初から、流通品以外の食品に不安があるだろうと思って消費者庁は始めたわけじゃないし、柏市もそうじゃない取り組みをしていたんです。全ての食品についてやっていたんですから、来年度もちゃんとここに費用、経費を予算に計上しているんだから、きちんと市民が持ち込む食品について検査していただきたいと思っています。そんなに限定しないで。一般質問の中では、私と部長とのやりとりの中で、部長はもう農産物に限定するんだということを割と saying していたんだけど、実際にはそこを相談に乗るといようなことを1問目に答えているわけだから、もっとそこを積極的にPRして、相談に来たものに対して全て受けるという、そういうふうにしたほうがはっきりしていいんじゃないんですか。その辺はどうなんですか。

○関口副市長 ただいまの、まず消費生活センターのほうには、最初の質問のほうなんですけど、まず根拠で、私もこのマニュアル、ちょっと読ませてもらったんです。それで最初は全国で272団体、386台を貸し出して、それでそれに対して、放射能の測定機器を各団体に貸し出したわけなんですけど、その3ページ目ちょっと見てもらいたいんですけど、「その支援として国民生活センターでは、消費者庁の検査機器貸与事業における検査機器が配備された地方公共団体への支援として、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施する」と。要は基準値を超えた場合については、そういったフォローを消費者庁でやっていきますよということが原則で、これ動いたと思うんです。それで、次にマニュアルの9ページちょっと見てもらいたいんですけど、この精密検査体制がここで変わってきたというのが、この9ページの2番に、ゲルマニウム半導体検出器による精密測定支援ということでタイトルがあると思うんですけど、この(2)の①番の検査対象区分という、「原則として自家消費作物などの食品を検査対象とし、生産出荷サイドのモニタリング検査、食品衛生法、」これが流通のやつを言っているんだろうと思うんで、「食品衛生法に基づく出荷制限等の対象となるものを除きます」という、要は精密検査ができなくなったんで、ということで消費生活課のほうで言っているんですけど、ただ市民のそういった当初の目的である不安解消のためには、もしセンターの側に持ち込みがあれば、御相談に

応じて対象にしていきますよということで、前回の部長の答弁、ちょっと言い回しがあったんですが、基本的にはそういった態度で、この間の答弁はしたつもりでございます。

○宮田 ですから、そのとおりですよ。今副市長が言ったようにね。だから、この中の一部を何かすごく過大に抜き出して発言されているなどというのは、所長の発言聞いているとそう思うんです。全体のこの流れからすれば、市民の不安を払拭するために持ち込む食品は、検査しますよということで、それは農産物に限りますよなんていうことは言っていないと思うんですね。それで、だから今回の3月1日の広報でも、持ち込みによる食品・井戸水等の測定を消費生活センターでやりますよというのが広報に載っているから、特にここで農産物に限定しますよみたいなことも言っていないし、私はこういうことを、ちょっと何か部長の答弁もすごく紛らわしいんだけど、もっともっと積極的に市民の不安を解消するように宣伝してほしいんですよ。持ち込まれたら、多分今の答弁みたいなこと言うんじゃないかと思うんです。柏は、農産物、基本的に農産物ですよって。でも、どうしてもというんだったら、はかってもいいですよみたいな。そういうふうに言われたら困るんです。だから、もっと窓口広げて、この議会中に配られたこのセンターのチラシですけども、その中でも、とにかく電話くださいって書いてあるんですね。そういうのじゃなくて、もっと広報みたいに持ち込みによるものを測定しますよということをはっきり書いて、もっと積極的に市民の不安に消費生活センターは応えているよというのを打ち出してほしいんです。何か今の、ずっと本会議の質疑とか、今の質疑を聞いていると、何か本当はやりたくないんだけど、持ってきちゃったものは仕方ないからやりますよと聞こえるんですけども、そうじゃないようにしてほしいんですけども、それはどうですか。

○消費生活センター所長 市民の方の不安があることは存じ上げておりますし、きめ細やかに対応していきたいと思っておりますが、消費者庁の考え方は、先ほど来申し上げているとおり、食品衛生法を一般流通品については、それによるものと基本とすることは事実だと思っております。ただ、なぜそういうかといいますと、事業者への、先ほど部長も申し上げましたが、事業者への影響もございしますので、やるにあたりましては、どこに不安があるかよくよく聞いて、私も本当にできる限りの情報提供をし、それでも不安解消できない場合には、安全面も含んだ形でできるような体制を関係部署と検討していきたいと考えております。具体的に言えば、食品衛生法上に近いやり方等も関係部署と検討していきたいと考えております。以上です。

○委員長 堂々めぐりにならないように、一問一答とはいえ、また意思疎通してもらって、しっかりとお願いします。

○宮田 そうですよ。何かすごく、何でそんなにかたくなに窓口を狭めるのかちょっと疑問で。もう近隣の取り組みも参考にして、柔軟にやっていただきたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。

○宮田 ちょっと待って。

○委員長 今のところはよろしいですね。

○宮田 はい。じゃ、引き続き、この45ページの消費者の啓発について伺いますけど、この啓発事業879万7,000円というのは拡大されているんですけども、この拡大される内容、それからこの経費の内訳を教えてください。

○消費生活センター所長 拡大の部分でございますが、これは消費者啓発事業のところの、いわゆる委員報酬を増額いたしました。こちらのほうは、現在、先ほど来出ています相談業務で9名おりますが、そのほかに消費者教育、相談員という柏市独自の市単の事業で、2名の方に委嘱をする予定でございます。その方につきましては、その相談の内容から啓発にと、柏市の特性を踏まえた啓発の事業を展開していきたいという状況でございます。その際には、相談がなかなかできない状況にある方、あるいは啓発の機会に来られない方が多々いらっしゃいます。そういった方たちにつきましては、地域のいろんな社会資源の方とネットワークを組みながら、全ての市民の方たちにいろんな相談、啓発の事業を展開していきたいと考えております。そのために、委員報酬を8,000円から1万1,000円に引き上げまして、拡大して啓発事業を実施していきたいという内容になっております。増額分は、報酬費で122万2,000円となっております。以上です。

○宮田 相談業務にすごく力を入れている、これほどこの自治体もそうなんですけれども、その相談業務と啓発、賢い消費者になるための、だまされない消費者になるための啓発事業って車の両輪だと思うんですよね。柏の消費生活センターの事業を見てみると、相談業務はしっかりやられているんですけども、啓発のところはちょっと薄いんじゃないかなと思うんです。それで、もう消費生活展も行っていない。以前やめちゃっている。それで、県内でちゃんとやっているところもあるし、そこに力を入れることで、やっぱり相談事業の件数を減らしていこうという取り組みもされているところすごく多いんですけれども、この消費生活展というのを廃止した理由って何なんですか。

○消費生活センター所長 消費生活展は、いわゆる来る方になりますので、なかなか来所者も少ないというのが現状でございます。やはり先ほど申し上げたとおり、消費者教育の推進法というのが一昨年12月に施行を受けまして、行政に求められている役割の中では、全ての市民の方に相談、啓発、啓発の機会を提供しなければならないというのが市町村の義務となっております。そういうことを考えますと、一定の場所に来ていただくということも必要ですが、全ての方に、いろんな方たちのお力をいただきながら、お借りしながら、いろんな情報を提供していく、その際にまた相談をいただいているような、そんなような仕組みをつくっていきたいと考えております。以上です。

○宮田 やはりそういう消費生活展というのは必要なんだと思うんです。そういう来所者が少ないというのは、やはり企画力だと思うんです。この前練馬の消費生活センターなども視察したんですけども、補助金ももらっていない、そういう

独自の活動をする消費者団体がすごくたくさんあって、そこに場所を提供したり、例えばこのチラシですね。この消費生活センターが出しているチラシを協働でつくったり、やっぱり自分たちの身近な問題を協働でやっていたらいい。もう独立した形で、協働してやっていたらいいというところが、都内はもうそのところがすごく強くあるんですけども、柏の場合はそういう任意団体も何か2団体しかない。それも高齢化している。若い人が続かないみたいな中で、何か独自にきちんと自分たちの問題を考えようという取り組みが薄くなっているなど思うんです。ですから、私はこういうチラシもそういう団体さんと一緒につくるとかしたほうがいいんじゃないかと思うし、もう一回そういう、特定の地域の団体と関係しながらいろんなことやっているんですけど、やっぱり任意団体ふやさなきゃいけないし、若い人はふえないところが、どこでも課題なんですけれども、でもそこを練馬区の場合なんかはいろんな企画、若い人が関心のあるような企画をどんどんやって、人数が少なくても参加するような仕組みをつくっているんですね。だから、昔は専業主婦がいたから地域活動もやりやすいんだけど、今やっぱり働いている若い人が多いんで、あれもこれもってできない。でも、やはり関心のある人たちは少なくとも来るといことは、どこの——積極的にやっているところは多いんですね。私は、例えばこの放射能の食品の問題って、一番若い人が敏感になる問題だったところをうまく取り組めなかったなというふうに思うんです。消費生活センターのチラシの中にも、柏のこういう測定を積極的にやっているとか、そういうものをうまく使いながら、若い人を取り込んでいくような消費者教育があってもよかったんじゃないかなというふうに思っているんです。だから、やはりこの啓発事業というものを、もう一回企画というのを他市を参考に見直していただいて、消費生活展なんかも再開するみたいなのところを探っていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○消費生活センター所長** 柏市のやり方としましては、消費生活展と議員さんのイメージと合っているかどうかわかりませんが、市内に42名の方を市長から委嘱を受けていただきまして、コーディネーターという形で、市内7つに分けて、そこでいわゆる生活展に当たるかどうかわかりませんが、小ぢんまりしたところから大きなものまで含めまして、いろんな啓発事業、来ていただくようなことも含めまして、いろんなような事業の展開をしております。そういったコーディネーターさんがもしかしたら、任期は2年なんですけど、その延長線上に任意団体への発展であったりとか、逆に先般はコーディネーターの研修を毎月やっているんですけど、そこに団体さん来ていただいているような関与をしていただくとか、そういったようなことを進めておりますので、議員さんがおっしゃるとおり、若い方も、今回4月から委員改選になるんですけど、若干若返ったり、男性の方が入ったりと、いろんな形でいろんな方にお入りいただけるような環境を引き続き整えていきたいと思っております。以上です。

**○宮田** コーディネーターもいいんです。だけど、何かそういう方がずっと長い間やっているのと、やっぱり外から入りづらいという意見もあるんですよ。だから、独

自に活動する、いろんな団体が自主的に生まれるような、そういう企画のことを言っているんで、ぜひそれはやっていただきたいと思います。

それから、ちょっと戻るんですが、この概要の29ページの広報かしわの発行なんですけれども、ここに8,968万計上されていますけれども、この広報を、このところいろいろリニューアルされていると思うんですけども、随分紙面も変わったと思うんですけども、今はどういうところに委託して、今後どういうふうに変更をしようと思っていこうと思っていらっしゃいますか。

○秘書広報課長 現在の広報の編集委託は、文化工房という会社に委託をしています。これにつきましては、近隣市等も委託している実績があるんですけども、実際には最初の紙面の職員による企画編集会議の最初から一緒に参加していただいて、実際に編集のほうをしていただくという形で進めております。やはり1年間の予定の中で、特集記事、これについて、今年度は子育てというところを一つテーマという形でありましたけれども、来年度につきましてはまた紙面のリニューアルも都度工夫しながら、一つ超高齢化社会ということがありまして、介護の現場の方々に多く出ていくような特集などを中心に組んでいきたいというような企画もございます。そういったことも含めて、その都度工夫しながらやっていきたいと考えております。以上です。

○宮田 この文化工房というところに委託したのは何年からですか。

○秘書広報課長 平成22年度からです。

○宮田 ちょっと1ページ目の柏の文字とかも、何か1年前と本当に違うふうに変わっているんですけど、あれも、紙面づくりも毎年変化させていこうという感じなんですか。

○秘書広報課長 タイトルにつきましては、25年の4月から入れかえさせていただきましたけれども、26年度につきましては、タイトルは変える予定は、デザイン等は変える予定はないんですけども、紙面構成のコンセプトというか、そういったものは年度年度でちょっと考えていきたいというふうに担当のほうでは考えております。以上です。

○宮田 秋山市長の1期目から、市の仕事を幾らかかるといっているので、かなり柏の仕事を数字であらわすというようなことを熱心にやられていて、いつの間にかなくなっちゃったんですけども、そういうふうに特集号の企画というのはその年その年で変えると今おっしゃったんですけども、何か中途半端に終わっているような感じがするんですけども、広報の特集号というのはどういう基準でやっていらっしゃるんですか。

○秘書広報課長 毎年度庁内の全部署に、基本的にお知らせしていくべきようなこともありますので、そういったものは事前に調査をして、それを1年の企画の中にまずそれを入れていくんですけども、ただ先ほどの、今年度は子育てで、来年度は介護といったような、基本的なテーマはちょっと一つ決めて、確かにちょっと試行錯誤の部分で今ここ一、二年やっていますけれども、やはり読者、見ていただく

方に、やっぱりある程度、手を変え品を変えと言ったらちょっと語弊がありますがけれども、目を引いていくようなところもやはり重要な部分がありますので、少し試行錯誤という面もありますけれども、ある程度いろんな形で見ていただきたいなということで考えております。以上です。

○宮田 確かにデザイナーさんが入っているから、一面は人を引きつけるような紙面づくりをしているなというのはすごくわかります。ただ、だんだん内容がお知らせ版だけになってくるようなところがあるので、その辺を、試行錯誤ということですから、ちょっと頑張ってもらいたいです。それしかないんですけども。

次に、国保の特別会計について伺います。26年度の一般会計からの基準外繰り出しが5億8,000万、昨年度は5億3,400万だから、ほぼ同額と言えるんじゃないかなと思うんですけども、来年度のこの基準外繰り出しについては、どのように考えていますか。

○保険年金課長 26年度の制度外繰り入れにつきましては、25年度の決算の見込みですね。それを配慮して見込んでいきます。以上です。

○宮田 じゃ、ほぼこの金額は妥当と考えますか。

○保険年金課長 委員さんおっしゃるとおりです。

○宮田 そうですか。決算のときには、部長が制度外繰り入れというのはゼロに近づけていきたいか、ゼロにしたいというような発言があったと思うんですけども、そういう発言に比べて、5億3,400万ってどうですか。

○保険年金課長 今おっしゃいました制度外繰り入れの解消ですね、これにつきまして、平成29年ですか、広域化になる予定ですので、それまでに制度外の解消ですか、それをしたいというちょっと指導もございますので、それに向けて減額していきたいという考えはございます。ただ、今おっしゃったように、26年度は25年度の決算見込みから推定して見込んでおります。以上です。

○宮田 もう平成29年に広域化するというのは、もうそういう方向で決まりなんですか。

○保険年金課長 今そのような指導を、県のほうから受けております。以上です。

○宮田 じゃ、それに向けて制度外繰り入れをゼロにしたいという思いはあるんですけど、やっぱり基準外をゼロにしていきたいという法的な根拠みたいなのはあるんですか。

○保険年金課長 広域化になった場合に、その制度外部分を持っていただけないということですので、それで近隣市も一緒なんですけど、その解消の方向に向けて今進んでいるというようなことで私のほうは理解しています。以上です。

○宮田 それまでは、今のこの金額の水準でいきたい。でも、これをやっぱりゼロに、29年といたらすぐですよ。それまでにゼロにしたい、していこうという方向なんですか。

○保険年金課長 あくまで方向なんですけど、ゼロに持っていきたいという考えでおります。以上です。



○宮田 ゼロにしたいという、やっぱりこの国保の制度からいったら、ここをゼロにするというのは、やっぱり国や県から割合がふえるわけじゃないとなると、やっぱり保険料上げるしかないじゃないですか、この基準外となると。今の状況の中から、それは可能と考えますか。

○保険年金課長 今の現状では、委員さんおっしゃるようにちょっと不可能かなと思いますけども、その28年度末までですか、その制度外ゼロに持っていくような指導的なものを受けているということです。以上です。

○宮田 その指導というのは、どこから受けているんですか。

○保険年金課長 今のところ、我々県のほうの研修会なり、そちらのあれですね、講習のほうに参加して、その旨を伝えられております。以上です。

○宮田 都道府県が市町村にそういう方針みたいなものは出しているみたいですが、特に厚労省がこの法定外繰り入れを削減したり廃止するということは、今求めているはずですね。いかがですか。

○保険年金課長 今委員さんおっしゃるように、直接厚労省のほうからございません。県を通じてということです。

○宮田 だから、厚労省のほうからは、でも言っていることは一般会計からの繰り入れについては適正に行うこととあるだけで、特に指導もしていないわけだから、柏市がゼロにしていくというのは、やっぱりそこところは柏市の独自の取り組みですよ。だって、今全国の市町村で4,000億ぐらいが基準外から繰り出されているというのは、やっぱり理由は、協会健保とか共済より2倍も保険料が高いとか、やっぱり市町村はやむを得ずやっていると思うんですよ。この加入者の保険料が限界に来ているということで。やっぱり国保の開始当時、自営業者も多かったし、農林水産業者、1次産業の人も多いから、自営業と農水省業者で全体では7割ぐらいいた。収入のある人がたくさんいたわけだけど、今はもう無職の人が4割ぐらいになっていけば、こういうところにやっぱり制度外の繰り入れをしていかないと、国ふやさなかったら立ち入っていかないとという形でやっぱり市町村やっていると思うんですよ。だから、それから考えると、私はやっぱりこの制度的にすごく問題があるとは思いますが、それだからもっと国の負担とか県の負担をふやしたり、法定繰り入れということの制度を変えなきゃいけないとは思いますが、それがなされない場合は、やっぱり柏市が繰り入れをふやすということはやむを得ないと思うんです。だから、それに対してゼロに、あと3年ぐらいでゼロにしていくというのは、余りにもちょっと非情なんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○保険年金課長 確かに今私申し上げたのは、直接県のほうからの通知ですね。指導を受けておりますが、その後、委員さんおっしゃるようにその状況ですね。状況にもよろうかと思えます。例えば制度外繰り入れをなくした場合に、それを料率にはね返られるかということ、それもまたちょっと不可能なことだと思います。それは、あくまで状況に応じてということで、方針ということで理解いただきたいと思えます。以上です。

○宮田 方針は、そういう方針だけれども、実情に応じてゼロにはできない。そういうように解釈してよろしいですか。何かすごく回りくどい言い方だから、もうちょっとはっきり、やっぱりこういう現状の中で、柏市の国保はこういうふうにやっ  
ていくんだということを、方針じゃなくて明快に出していただいたらいいんじゃないかなと思うんです。法定外繰り出しは、柏市の場合は1桁、本当に少ない地域だから、私は来年度のこの額ってやっぱり少ないと思いますよね。現状を鑑みて、今も方針だって、ゼロに近づけるのは方針だと言っているんで、現状もっと把握してきちんとやるべきじゃないかと思えますけど、どうなんですか、現状としてはどうやっ  
ていくんですか。

○保険年金課長 ちょっと今方針というふうに申し上げたんですが、努力していきたいということで御理解いただければと思いますが。

○宮田 以上で終わります。

○日暮 概要版の36ページ、増尾の森の協働管理というところで、ここの内訳をちょっと説明してください。先ほど井戸については60万とかいう話がありましたけど、ほかにどんな内容になっていますか。

○環境保全課長 まず、管理団体への委託費として32万5,000円、それから用地の賃借料として11万1,000円、それから先ほど申し上げました井戸の設置費用として61万円。以上でございます。

○日暮 この管理の面積を教えてください。

○環境保全課長 今予定しているのは、ちょっと正確な資料がなくて申しわけないんですが、全体でおおよそ1,500いかないかな、1,200から1,500ぐらいだったと思います。申しわけございません。ちょっと記憶が曖昧で申しわけないんですが、たしかそれぐらいだったと思います。以上です。

○日暮 とすると、今柏市では都市部の公園管理課とか、緑の基金とかも、市民との協働で山林の管理とかも行っておりますよね。それらと比較するともう格段の違いですね、この予定している金額は。他のところは幾ら出しても1,000平米で1万円ぐらいですよ。これを1,200平米と1,500で、これが32万5,000円というのは、どこから出てきたんでしょうね。

○環境保全課長 先ほどの説明で、ちょっと舌足らずなところがあって申しわけございませんでした。管理経費の32万5,000円というのは、これはここの森につきましては蛍が生育しておりまして、昨年度の夏から市と共同主催ということでやったんですが、蛍の鑑賞会というのをやっております。そのために、鑑賞会をやるために、仮設の木道等を設置する必要があります。これは、恒常的にコンクリート等  
でやってしまいますと、自然にちょっと影響がありますので、やるたびに仮設木道でやったら、もう壊すということを繰り返していかざるを得ないものなんですが、そのための費用としてこの管理経費がかかってくるということでございます。以上です。

○日暮 今厳しい予算の中で、いろんな事業を柏市は営んでいるというふうに思う

んですね。確かに蛍の観賞は人の気持ちを癒すという効果があるから、大変有意義な事業だとは思いますが、ただやはり他の事業との兼ね合いも見て、余り差のないようにやっていただきたいと思うんですね。これを他の団体がその内容を聞いたら嘖然としますよ。また、ほかからも、もっと今の何倍も補助出すように当然言われますよ。これは、このような事業進めるときは、他の部署の費用等も勘案して、予算は組んでいるかもわかりませんが、支出に当たっては適正にお願いしたいと思います。

○環境保全課長 御指摘の点踏まえて対応してまいりたいと存じます。以上です。

○末永 沼南、手賀の近隣センターを今度設置しますよね。これは、教育委員会とも絡むんであれですけども、沼南公民館を近隣センターにしようという動きありますよね。ありませんか。そこの説明してほしいんですよ。

○地域支援課長 沼南公民館の近隣センター化につきましては、合併協定のときに盛り込まれている内容でございまして、それ合併後約10年経過しているところでございんですけども、約2年ほど前から公民館の利用者団体の方々とお話をしてきているところでございます。その中で、大分論点の整理もついてきたことから、実際の作業に入っていこうということで考えているところでございます。以上でございます。

○末永 何を言いたかったかということ、公民館という条例を含めて、公民館活動という、近隣センターというのは別ですよ、運営そのものがね。条例も違いますし、それから趣旨も違うし。似通ったところはあって、最近柏市は公民館をずっと、公民館活動を全部廃止して、アミューゼ型の近隣センターをやろうというふうにして、沼南もそのようにしようという動きなんですけども、聞くところによると、公民館活動で4時間で今借りているものが、近隣センターだと3時間になってしまうと、借りる時間がね、近隣センター3時間単位になって。そういうものがあって、利用者の皆さんから不安と、公民館活動を一生懸命、沼南のね……沼南というと、ある意味じゃ、ちょっと言ったら沼南の人に怒られるかもしれないけど、ちょっと柏のまちの中のとちょっと違うところがあるわけだね。あそこの公民館活動というのは、なかなかユニークな活動をしているわけですよ。特殊な活動というのかね。地域を巻き込んだ中でのものがあるわけですよ。だから、旧柏地区のふるさと会館だとか、ふるさとづくりだとか、近隣センターだとかいうところと、公民館活動とはちょっとマッチしない部分があると思うんだよ。だから、そこら辺の配慮をして、ちゃんと名目を残してほしいということもあるわけだな。沼南公民館ということを残してほしいと、強く、根強くあるわけ。だから、そこら辺はそこら辺で、合併協議で決めたからって、合併協議で古い、もう10年も前の話を……10年もならないか、七、八年前かに勝手につくった人たちが、七、八年後もまだ移行もできないでいる、今日までね。すぐあなた方は、役人は、合併協議でこう決まっているんですけどなんかとかと言うけども、そんな古い、誰も知らないようなことを言うんじゃないかと、現実はどうなのか。そして、公民館活動が活発に行われたら、そこをきちっ

と生かして、もっと活動しなきゃいけないよね。それは、ここの委員会じゃないけども、近隣センターは近隣センターの活動をまた皆さん方がやらなきゃいけないよね。そういう視点に立ってやってほしいんですよ。過去に何か決まったからって言うのだけじゃいけないんじゃないかな。

じゃ、過去に決まったからって言ったら、例えば私はもっと言いたいならば、今回の外部包括監査報告書が出ましたよね。見ましたか、皆さん方。執行部内でも見ましたよね。あれの中見てみると、清掃工場含めて環境部も書いてあるけど、我々がずっと主張したことを全部書いてある、あれ見たら。失敗しているわけだよ。南部の清掃工場も、北部の清掃工場も、長期管理委託も問題があると書いてあるの。あのことをもし言ったら、過去に決めたからというんなら、過去の人はみんな清算しろというんですよ。退職金みんな戻して、おまえたちが決めたんだらうと。そういうふうになりますよね。だけど、そういうふうには実際ならないでしょう。だから、過去に決めたからということが全てじゃないということをお願いしたいの、私は。だから、今現在どうなのか、どうしたらいいのか。そのことをちゃんときちんと聞いた上で、ちゃんと公民館活動と近隣センター設置とはごちゃごちゃにしないでやっていただいて、26年度に、来年度予算で大体近隣センターはつくるんでしょう。あそこの手賀と、手賀近隣センターとは別にもう一つ、中央というの、沼南地区というの。

○地域支援課長 旧沼南エリアにつきましては、3エリアということでコミュニティーエリア設定しておりまして、風早北部地区、それが沼南公民館のエリアでございまして、そこについては近隣センターへの今移行ということで考えておりまして、これについては近隣センターの、御存じのとおり地域コミュニティーの拠点であったり、また市の重要な施策、コミュニティー施策もそうですし、福祉や防災、市民の方に直接かかわるような施策のエリア——今コミュニティーエリアで行っているものが多いですので、その拠点ということで非常に重要な施設というふうに考えておりまして、近隣センターが必要だというふうに考えておるところです。先ほど委員さんのほうからお話ありましたけれども、いろいろ住民の方と、利用者の方とお話を聞いている中で、やはり一番不安に感じられているのは、今利用されている方々が、今後も今までと同じような利用ができるのかということが大きな不安のようございまして。ということで、なるべく従来の使い方と同じような使い方ができるような形で今後協議を進めていきたいというふうに考えておるところでございまして。また、近隣センターになってしまって、かなり変わってしまうんじゃないかということなんですが、公民館もその事業で人と人がつながってきたということで、我々が進めているコミュニティー施策とかなり近い部分もございまして、新しくできる近隣センターについてもその特色を生かして、これまでどおり人と人のつながり、そしてコミュニティーが醸成していただければいいかなというふうに考えております。以上でございます。

○末永 今のところ、ぜひ住民の声を聞いて、ぜひそごのないように、ぜひやって

いただきたいと思います。

それで、当初予算案のこの概要見ましたけども、市長が4年前、5年前かな、張り切って出た案件は余りないし、役人がちょっと拡大してつくっただけで、この予算書見ると、職員は余りやる気ないなというふうに見えてならないんですよ。だから、そういうふうにならないように新年度に、この予算を繰越明許や、あるいは使えなかったら不用額にしたり、しないように、やっぱりきちっと、うちの委員会だけでもきちっと消化して、予算を足りない、もう少しこういうことやれば、もっといいものできるんじゃないかというふうな1年間にしていきたいと思います。そういうことを窪井公輔部長が本会議で言ったわけですから、若い職員は、裏にいるのかどうかわからぬけども、ぜひ課長なんか若い職員たちに、これをぜひ達成できるようにきちんと、5時から残って、5時から男みたいに超勤だけやるんじゃなくて、昼間の時間帯できちっと発想を習得して、きちっといろんなものを発揮して、ぜひやっていただきたいことをお願いして、私からは以上です。

○長瀬 長くなって済みませんが、じゃ幾つか。概要29ページ、男女共同参画社会の確立のところですが、に関する意識調査、これはどのように生かしていくのか、どういう方向性に持っていくのか。

○男女共同参画室長 男女共同参画推進計画の策定が平成27年度にございます。そのための参考としまして、平成26年度、大体秋ぐらいを目安に意識調査を行ってまいります。意識調査につきましては、これまで柏市でずっと聞いてきました、経年的に聞いてきた項目と、あと国や県の意識調査の項目等を勘案しまして、審議会で審議をいただいて、項目を決定していく次第でございます。意識調査につきましては、その傾向、その経年的な傾向であるとか、そういう特徴が見られました場合は、その意識調査の結果について、特段その部分を強化した計画を策定してみたりですとか、施策の中で盛り込んでまいりたいと思います。以上です。

○長瀬 男女共同参画社会というような言葉というのは、本来当たり前の言葉であるんですよ。それを改めて取り上げているということ自体がもう古い考えではないかと僕なんか思っちゃうんだけど、もっと本当はどうあるべきなのかというのを議論する必要がある、根底を議論する必要があるような気がします、これはどうお考えなんでしょうか。

○男女共同参画室長 委員さんおっしゃいましたとおり、男女共同参画という言葉自体は、もう取り立てて新しい言葉ではございませんけれども、ただし男女共同参画といいますと、男女共同参画の本来持っている意味というのは別に、それぞれ個人の思想信条に基づいて話をされるということが非常に多うございます。そういった点も含めまして、男女共同参画と、とてもかた苦しい言葉ではございますけれども、前に私が参加させていただいた講座の中で、参画というのは参加ではなくて、計画の段階から女性も出るんだというところで、参画という言葉で、そういうような形で男女共同参画になったということではございますけれども、なので男女共同参画というところを柏市としても前面に押し出すのではなくて、例えば講演会を行

ったときに、おもしろそうに参加をしていただいた方々に、何となく男女共同参画というものがイメージとして残っていくような施策というんでしょうか、そういうような方向で行ってまいりたいと思っております。以上です。

○長瀬 何か男性と女性の立場が同じようにあるべきということなんでしょうけれども、いろんな条件的に、やれやれだけでは対等な立場ではできないので、どうしてもハンディキャップをつけなきゃいけないところはあるはずであって、そういうところも考えながらやらないといけない事業なんだと思いますので、ぜひその辺のところを御考慮いただいたり、あるいは部長職なんかは女性がいまだ、去年、今度またゼロなのかわかりませんが、こういうようなことも少し何か考えていていただきたいなというふうに思う次第です。

では、もう一つよろしいでしょうか。33ページ、拡大になっています国際化推進の平和啓発事業なんですけど、拡大の具体を教えてください。

○協働推進課長 来年度は、平和都市宣言30周年ということになりますので、小規模ながらも記念セレモニーやるか、今現在柏市で力を入れております平和学校訪問事業をさらに充実させるために、児童生徒に配布する平和テキストを今つくりたいと考えております。それに当たりまして、やはり高齢化されました戦争体験者の方にも資料づくりに参加していただくとともに、できましたら中学生を数名を実際に広島の方に派遣して、被災地を見学して、このテキストづくりに参加していただきたいというようなことを考えております。以上です。

○長瀬 ありがとうございます。ぜひいい内容だと思いますので、やってください。

次に、36ページ、よりよい環境の整備ということで、いろんなところで、例えばエコ、あるいはカーボンオフセットやら、いろんな再生可能エネルギー、いろいろあるんですが、この辺のところって、全部トータルで見えていかなきゃいけないところがあると思うんですね。その辺のところになりますと、各部署1部署、例えば環境部だけではなくて、いろんな部との連携が必要になってくると思うんですが、この辺のところはそれぞれが拡大、拡大とか、新とかなっていますが、それらの連携はちゃんととれるようになっていくんでしょうか。

○環境保全課長 まさしく委員御指摘のとおりでございます。今回の温対計画の中でも、相当数各課広範囲に及ぶ事業について、それが温暖化対策に寄与するという側面を持っているものについては、極力温暖化対策として各事業位置づけたところなんです。そういう意味でいうと、まさに環境政策そのもの自身は、もはや環境部だけで担っていけるものではないということになりますので、改めて私どもも今まで環境保全課として、環境政策にかかわるいろんな事業をやっていく課としてずっとやってきましたが、もちろんそれはそれでやるとして、新たにそういう環境政策に関しての総合調整機能を持つだとか、あと再生エネルギーについて、ちょっと所管する部署もなかったの、それもちょうとうちのほうの事務分掌で一応書き込んだんですが、そういうふうな形で、名前も今回、来年度から環境政策課という形でちょっと位置づけと名前を変更して、新しい機能を、まさに今委員が御指摘いた

だいたような機能を担っていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○長瀬 ありがとうございます。ぜひそのようにお進めいただければと思います。

あともう一つ、最後、47ページです。市民意識調査なんですけど、いつも意識調査のデータを拝見しますと、お答えいただく方の年代層が高いんですよ。若い人のほうの数が少ないんです。そこら辺の工夫をしていただかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。例えばこれ内容的には、非常に難しい内容なのかもしれませんが、例えば本当に中学生とか高校生とか、10代の子たちにも考えてもらって、答えを出してもらおうようなことというの、答えというか、考えを出してもらおうようなことなんかも考えるのも一つじゃないかと思うんですが、10代、20代の人たちの意識を、調査を何か積極的な形ですするという方法はないんでしょうか。

○秘書広報課長 確かにこれまで実施した市民意識調査の回答者の内訳を見ますと、やはり年齢が高くなっております。来年度、通常は3年に1回ということで、24年度に実施しておりますので、本来27年度ということなんですけれども、第五次総合計画の策定の準備段階に入っているものですから、ちょっと1年前倒しで来年度、26年度に意識調査を実施したいと思っております。項目につきましては、先ほど男女共同参画のほうでもありましたように、経年変化でこれまでずっと見てきているものに加えて、あとそのときそのときに応じたものを入れているというところです。今委員からお話があった経緯につきましては、ちょっと以前にもお話があったものですから、これはぜひ取り入れて、10代、20代も対象にした形での実施をしたいと考えております。以上です。

○長瀬 ありがとうございます。以上です。

○委員長 では、ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。——では、なければ質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第29号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第29号当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第30号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第38号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第40号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。

---

○委員長 それでは、まず冒頭に、本日3月11日、また2時46分が近いという中で、地震発生時の2時46分に庁舎を含めて全員黙祷をささげさせていただくということをおまじり承りいただきまして、時間近づいたところでは、若干質問の中で、区切りいいところで区切らせていただくこともありますので、委員の皆様にもおまじり承りいただきたいと思ひます。

---

○委員長 それでは、請願を審査いたします。請願第1区分、今期定例会で受理した請願49号、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について」を議題といたします。

本件について、質疑並びに意見があれば、これを許します。

○武藤 今回のリサイクル法の改正をして、ごみのさらなる再使用を促進し、また国にそういう意見を出してくださいということなんですが、柏市としてはリサイクル法に関してどのような取り組みをしているのでしょうか。

○廃棄物政策課長 柏市でも平成9年度から瓶とペットボトル、あるいは平成12年度からはプラスチック製包装容器につきまして、同法に基づき資源化処理を開始しております。これ実は本会議の中で、宮田委員さんの中で答えた内容とほぼ似たようになるんですが、おまじり承りくださいませ。このたび容器包装リサイクル法の見直しに当たりまして、昨年9月から、これまでに環境省さんのほう、あるいは経産省さんのほうでも随分見直されているところでございます。こうした中で、柏市といたしましては、拡大生産者責任の考えに基づく事業者責任の強化や、あるいは自治体負担の見直し、リターナブル容器やデポジット制度などの発生抑制につながる仕組みの構築などについて、県内の自治体で構成されます千葉県環境衛生促進協議会や全国市長会、こちらを通して国にも要望しているところでございます。以上でございます。

○武藤 ぜひ今御答弁もありましたけれども、柏市のほうとしても積極的に取り組んでいるということなので、これの請願については皆さん採択をしていただきたいと思います。

○末永 環境部は、これ言ったけど、ビニール、プラスチック類の関係、今のまま



ずっと続けるわけ、ビニール、プラスチック類。結局、あれはどっかで燃しているよね、ほとんどは。北朝鮮行っているのか、中国行っているのかわかんけども、良質のものは幾らか、今9億円か8億円かな、売れているけども、あれは長くやったけども、もう老朽化しているわけだよね。全体を建てかえなきゃいけない時期に来ている。十余二わかる、十余二。もう何十億とかかるわけだよ、また。建てかえなきゃいけない。そういう時期に、包括外部監査出ていたよね。建てかえなきゃいけない時期に来ているんで、新たに、結局あれを破碎したやつを燃しているんだったら、この際あれを重油化する。大牟田市だったかな、大木町か、視察行ったよね。大木町などは、全部重油化しているんですよ。なので、そこら辺のスタンスを少し変えていく、燃料化していく、燃料化。今清掃工場で、じゃ重油をぶっかけて燃しているわけでしょう、北部は。北部燃していない、今。だから、燃料化していくという対策をする必要があるんじゃないかと思うんですよ。あれだけの量をね。破碎したものを、悪いやつは、結局は燃料で燃しているわけだから、それを油化してしまっ、していくという、そういう考えに少し検討に入ってほしいんですけど。建てかえる時期来ているから。それはどうしているのか。

**○廃棄物政策課長** まず、今柏市の現状について御報告申し上げます。まず、柏市のほうで、今委員さん御指摘のあった容器包装プラスチックにつきましては、平成24年度実績ですと約4,500トンほどございます。これの用途ですけれども、材料リサイクルとしましては大体9割、4,000トンほどが材料リサイクルに回されて、あとは委員さん御指摘のような10%程度、450トン程度ですか、これはコークス炉、まさに燃料系といいますか、どちらかというところらに似たような形で処理されているところがございます。また、国の議論におきましては、基本的にはリサイクルということに持っていつている状況なんですけど、各自治体については、柏市もそうなんですけれども、燃やしたほうが燃料としていいんじゃないかとか、あるいはやっぱりリサイクルを続けたほうがいいんじゃないかと。本当に意見さまざまで、皆さん迷っているところだなというのが実感としてございます。柏市、今後はどうするんだというところにつきましては、清掃工場今3つございます。それから、北部クリーンセンターにつきましては、稼働後、今平成3年4月に稼働しておりますので、約2年ですか、経過しております、おっしゃるとおりこのままでいくと、30年をすぐに迎えてしまうというところがございます。既にですけれども、今年度から基礎調査、本当の、まずはことしはデータ整理なんですけど、来年度もう少し大きな方向性をつくり出すために、清掃施設、老朽化した清掃施設をどうしていこうかというところを、大きな方向づけを来年度して、そのプラスチックだけではなくて、焼却だとか減量だとかということも含めて方向づけしてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○末永** 私が言いたいのは、柏市だけで4,500トン进行处理している。それを売却しているんだよね、入札でね。4,500トンのうちの約4,000トンだよな。4,000トン売却しているわけだよね。お金になっているわけだよね、それは。それは、柏市だけの間

題じゃないから、やっぱり我孫子市だとか広域的に考えて、その燃料化と。北海道はみんなやっていますよね。北海道地区は、何回も視察行きましたけど、全部地区集まって、地区で全部燃料化しているんですよ。北海道は、何で燃料化が進んでいるかというのと、寒い地域だから、やっぱり燃料が一番危機的なものだから、燃料化しているわけだ。そして、富良野市などは全部紙から、ごみは、生ごみは全部分離して、普通の紙ごみから割り箸とかそういうのと、ビニールとを全部、ちょうどこのぐらいのあれにして、全部王子製紙に燃料として売却しているんですね。ごみは一切もうごみじゃない、宝だという発想でやっているんですよ。

だから、柏市も今まで焼却する、燃すだけでいるので、この際大きく転換して、何が一番いいのか、これ次世代にどうしたらいいのか、そして広域的にどうあるべきなのかというふうに考えてしないと、十余二のところも老朽化して、建てかえをしなきゃいけない、そして平成30年、あと6年後、七、八年後には北部の清掃工場も建てかえる時期に来ている。どうももういっぱいになってしまうと、8年後にはね。そういう状況に来ている。しかし、北部には、例えば仮に8年以内に大震災なんかがあった場合、じゃ瓦れきをどうするかというのと、破碎処理は北部しかないわけですよ。南部じゃないから、もう柏市の瓦れきは一切処理できなくなるわけだよ、ある意味じゃ。北部でやっとな今何とか老朽化したものがあるけども、破碎処理する場所が。もし災害が起きた場合は、それこそ大変な状況になるわけだ、それは。処理できなくなるわけだ。そういうことをトータル的に考えて、どうあるべきかということ、環境部ぜひ、政策室ができたの、今度。先ほど政策室どうのこうのと言ったけども。（「環境政策課」と呼ぶ者あり）だから、環境部だけじゃない問題であるけども、ぜひ環境部でそういうものを総合的に、政策的にどうするのかと。今からかからないと、役所というのはいくらすぐできないわけだから、計画建てて、実施計画して、設計して、そして工事が始まって、完成するには5年後なわけだよ。だから、今からぜひそういうものを作ってほしいと。同時に、性急に処理しなきゃいけないのは、油化にするのか、あるいは今までのように天下り先に1つ席を置いて、そこに委託しなきゃいけないのかどうなのかね。天下りとも言わないよな。賃金何か20万ぐらいのところ、汚れたところでやっているから。だけど、そこも老朽化しているわけだからね。ぜひそういうことを考えてやっていただきたいということです。だから、こういうものが出たときには、そういう施策もぜひ団体に示してほしいんですよ、これは。瓶、缶について、リターナブルと言っていましたけども、事業者はしないわな。事業者はなかなか、結局。負担金は払っているんだよ。幾つってね、幾らか払っているんだらうけども、なかなかしないから、やっぱりそこんところの処理については、それも抜本的に何か考えなきゃいけない時期に来ているよね、これもね。以上です。

**○廃棄物政策課長** ちょっと私の言葉足らずなところがあったので、補足だけさせていただきます。全国で容器包装リサイクル協会というところが、多分自治体のほぼ9割以上の団体が参加して、容器包装プラスチックを集中的に集めて、先ほど言

いました材料リサイクルだとか、燃料だとかというところで何らかの処理をして資源循環社会を進めようとしているところがございます。柏市もそこに参画して、できる限りのリサイクル、あるいは化学的な処理を進めているところがございます。ですから、現在工場で焼いているプラ系というのは、例えばもう本当に材料として余りなじまないようなもの、あるいは汚れて、かえってマイナスになるようなものにつきましては、市民の皆様をお願いして、可燃として集めさせていただいているところがございます。あと、後段の本当に粗大の施設だとか、清掃工場初め、いろいろな施設が老朽化始まっていますので、委員さんの御意見を踏まえて、総合的に勘案して、なるべく早く、速やかに、速やかとはちょっとなかなかいきませんが、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長 ほかにございませんか。——なければ、質疑を終結いたしまして、これより採決いたします。

---

○委員長 請願49号について採決いたします。  
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。  
執行部の皆様は退席されて結構です。

---

○委員長 それでは、まずは閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。  
事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。  
ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議はありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、異議なしと認め、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

行政視察もございますので、閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思っておりますが、御異議はありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきまして、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。

---

○委員長 次に、行政視察の件を議題といたします。

委員会の行政視察は、先例により、期間は2泊3日とし、予算は1人当たり11万円以内となります。

行政視察の日程について、若干皆さん意見が出てきているところなので、調整できればと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

〔協議〕

○委員長 では、一応4月の16、17、18で、例えば1泊2日になる方も、早く帰れる方も行ければ。

ということで済みません、まだ時間のほうが、間もなくということで、あれですが。

〔黙祷〕

○委員長 では、仮押さえということで、16、17、18、仮というか、そこにして、させて、調整させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それで事務局のほうもよろしくお願いします。

次に、視察事項及び視察地についての御協議を願います。まずは、皆さん御希望などがもしあれば。なければ一任いただければ。

〔協議〕

○委員長 では、17日までに、もし見たい項目がありましたら幾つか挙げていただいて、それで重なる地域があれば、うまく調整できればということで。では、17日のお昼までにとということで、よろしく願いいたします。では、紙は後で渡してください。

---

○委員長 以上で市民環境委員会を閉会いたします。

午後 2時48分閉会